

平成 28 年

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 30 日 )  
( 第 21 号 )

第 21 号  
9 月 30 日



平成28年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 21 号

○平成28年9月30日（金曜日）

---

### 議事日程（第21号）

平成28年9月30日（金）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問  
〔一般質問〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問

---

### 会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 49名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 内	道 明
5	番	山 本	里 香
6	番	岡 野	恵 美
7	番	倉 本	崇 弘
8	番	稲 森	稔 尚
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也
11	番	藤 根	正 典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正男
30	番	服部	富児
31	番	津田	健規
32	番	中嶋	年介
33	番	奥野	英広
34	番	今井	智隆
35	番	長田	隆尚
36	番	舘	直人
37	番	日沖	正信
38	番	前田	剛志
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	原 田	孝 夫
書 記 (議事課長)	柘 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主幹)	吉 川	幸 伸
書 記 (議事課主幹)	川 北	裕 美

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	渡 邊	信一郎
危機管理統括監	稲 垣	清 文
防災対策部長	福 井	敏 人
戦略企画部長	西 城	昭 二

総務部長	嶋田 宜浩
健康福祉部長	伊藤 隆
環境生活部長	田中 功
地域連携部長	服部 浩
農林水産部長	吉仲 繁樹
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	松田 克己
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村 昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井 敬子
雇用経済部観光局長	水島 徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	村上 亘
企業庁長	松本 利治
病院事業庁長	加藤 敦央
会計管理者兼出納局長	城本 曉
教育委員会委員長	前田 光久
教 育 長	山口 千代己
公安委員会委員	岡本 直之
警察本部長	森元 良幸
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎
人事委員会委員	戸神 範雄

人事委員会事務局長

青 木 正 晴

選挙管理委員会委員

川 端 康 成

労働委員会事務局長

田 畑 知 治

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

## 質 問

○議長（中村進一） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。12番 小島智子議員。

〔12番 小島智子議員登壇・拍手〕

○12番（小島智子） 皆さん、おはようございます。桑名市・桑名郡選出、2016年第11回マニフェスト大賞優秀賞候補にノミネートされました会派、新政みえの小島智子です。9月定例会一般質問最終日のトップバッターということで、どうぞよろしくお願いたします。議長のお許しをいただきましたので、始めさせていただきますと思います。

まず、知事に。

映画に出演されたのは初めてでしょうか。いつものように知事として挨拶をされている様子がスクリーンに大きく映し出されました。映画「クハナ！」での1こまで。廃校寸前の小学校でジャズバンド、大人たちを取り巻く様々な出来事、子どもたちの生き生きとした姿、見た後に心がじわじわと温かくなってくる、そんな心温まるストーリーの映画です。現在、東海地区先行上映ということで本日まで上映されていて、10月8日から全国ロードショーが開始されます。

夫の転勤で桑名市に移り住んだ女性が、桑名市のよさを伝えようとブログにそのことを書いたところ、映画の脚本家であります秦建日子さん、この方、ヒットメーカーと言われる方で、篠原涼子さん主演の「アンフェア」ですとか、新しいところでは藤原竜也さん主演の「そして、誰もいなくなった」というテレビドラマの脚本も手がけていらっしゃるようですが、その方の目にとまり、映画をつくろうということになりました。

でも、この映画の当初資金はゼロです。予算があって始められたわけではありません。本当にできるか、もうやめようか、そういうことが何度もあったそうです。

出演者の中には、地元からオーディションで選ばれた子どもたちもいます。そして、主人公はダブルキャストですけれども、そのうちの1人は津市出身の女子児童だということでもあります。彼女たちを含めて、子どもたちの頑張りが大人たちを突き動かして完成へと導いた。でも、桑名市の有志の方たちその方たちの熱い思いというのがとても大きかった。そして、後にこの有志はクハナ！映画部という名前になって、大きな力になって動いたと聞いています。

最後のクライマックスシーン、桑名市民会館大ホールでの撮影でありました。本年3月31日は県議会があった日です。私も、県議会が終わった後、駆けつけました。その日は平日、それから、拘束時間はお昼の12時から夜の8時まで、食べ物とか、暇だったらいろんな本とかを持ってきてくださいというようなアナウンスもあって、本当に1000人集まるのか、こんな年度末の平日にと思いましたけれども、行ったときに、そんな心配は杞憂だったということでした。本当に多くの方々にはらっしゃっていただきました。

そして、9月3日、イオンシネマ桑名、あの「アナと雪の女王」でさえなし得なかった、初日、立ち見が出るほどの大盛況。知事も舞台挨拶をいただきましたけれども、そんなふうにして始まったわけです。

これは、クハナ！映画部、それから桑名フィルムコミッション、そして三重県が協力をして、2万部を発行していただいたロケ地マップです。（現物



を示す) ここをこう開きますといろんなロケをした実際のところが書いてあって、こんなふうに回るといいよ、こんないいところがあるよという宣伝にもなっています。大変ありがたいことだなというふうに思います。

この映画出演にかかわって、知事の御感想、そして、いろんな方に会われたでしょうから、そのあたりの思いというのをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 映画「クハナ！」にかかわった感想ということでありまして、まずは本当に、桑名市民の皆さんが自らの地域に自らの努力で思い入れを持つ、そういうきっかけになって、桑名市民の皆さんが御尽力いただいたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。それから、秦監督をはじめ関係者の皆さんに、こういう本当に地元に着した映画をつくっていただいたことに心から感謝を申し上げたいと思います。

それから、個人的には、私は知事役で出ていたんですけども、伊藤桑名市長は日程の都合で、工場での労働争議に出る労働者の一員みたいな役をやっていたわけですが、できれば私も次に映画に出る際は、知事役じゃない役にチャレンジしてみたいというふうに思います。

秦監督はこの映画を地方創生ムービーと銘打ちました。確かに、地方創生という観点で大事な点が三つあったなと思っています。一つ目は、やはり自らの手で自らの地域をよくするために頑張ったという、自らの手でやるということですね。地域住民が自らの手でやるということ。それから、二つ目は、映画という目に見える形、目に見える結果があらわれたということ。何か結果が出ずに頑張れ頑張れだけだと大変なので、そういうわかりやすい結果が出るものであったということ。そして、三つ目は、やっぱり何といっても楽しいということ。地方創生も人口減少とかあって危機感が大きいですけども、楽しいものじゃないとみんな頑張れないので、そういう意味では、これからいろんな地域で目指していく地方創生において、大変重要なポイントが見出される、そういう映画だったのではないかなというふうに思います。

これから本格的に上映されて、1人でも多くの方に見ていただけるよう、私も宣伝したいと思います。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。

この一連の取組というのは、ただ単に桑名市をロケ地として撮ったということだけではなくて、知事、さっきおっしゃられましたけれども、一人ひとりが動いた結果、それがダイナミックな変化を生むということを実感できたというものでありましたし、人と人との思いから発せられるつながりというものこそ活動の原動力である、そして、それは形を変えて進化していくということを実証したというふうに思います。まさしくアクティブ・シチズンとしての発露だと言えますし、新しい豊かさの概念がそのまま結果としてあらわれたことだというふうに思います。

知事は、私も宣伝していきたいとおっしゃっていました。これは本当に子どもたちを主人公にした映画でありまして、文部科学省から推奨もいただいていますので、全国ロードショー後、もし三重県で上映するということが可能であれば、そのときはまた応援をよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

では、二つ目の項に入ります。

7月26日です。神奈川県相模原市の障がい者入所施設で殺傷事件が起きました。皆さん御存じだと思います。19人という多くの方々が亡くなられて、けがをされた方、その場にいらっしゃった方の心の傷は、察するに余りあります。心から、御冥福とお見舞いを申し上げるところです。

大変衝撃的な事件であり、その後すぐに厚生労働省からの指示もあって、三重県においても社会福祉施設についての調査が行われました。調査の結果、不審者の侵入に際してのマニュアルというのはまだまだ定められていないということが明らかになったわけですが、防犯対策をはじめとして、精神疾患のある方の強制入院のあり方や、その後のフォローも問題になっているところではあります。

今年8月15日、東京で全盲の方が盲導犬を連れて歩いていたり、ホームから転落し亡くなられました。ホームドアの設置など、ハード面での整備の重要性が叫ばれています。ホームドアや可動式ホーム柵については、国は1日平均利用者数10万人以上の駅を対象としており、県内では対象となる駅がないため、今のところ整備の予定はありません。しかし、バリアフリー法によって、1日平均利用者数3000人以上の駅については、エレベーターや多機能トイレ、転落防止のための内方線を、平成32年度までに設置することが目標とされています。

内方線とは、内の方の線というふうに書きますが、こういうものです。(パネルを示す) ごらんになった方も多いのではないかとというふうに思いますが、白杖を使って、どちら側に線路があるか、これによってわかるようになっています。特に転落防止について、内方線整備率は現在、県内ではちょうど50%、今後も進める必要があります。

この二つの事件、事故から、ハード面での整備の大切さを改めて痛感します。具体的に少しずつでも進めるべきであるのは当然です。これは健康福祉部の所管でありますので、今後、私が所属しています健康福祉病院常任委員会等において進捗をやりとりさせていただきたいと思えます。

ただ、もう一つの側面が同じようにクローズアップされて、県民が共有することも大切ではないかと考えます。それは、全ての人がそのまま存在を認められ、生きていいのだと確認をすること。ハードの整備だけでなく、声をかける、手を添える、その行動を県民一人ひとりができるように後押しをすることです。

障がいのある人もそうでない人も、いえ、障がいの有無だけでなく、この三重県においては全ての県民は命が守られ、人権が大切にされる、自分らしく生きられると、もし、今、そうでない実態があるのなら、みんなで人権が大切にされる三重県をつくろうと、その努力をしようと、ぜひ知事からアピールをしていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

知事は常々、チャンスは貯金できないと言っておられます。そのとき、そ

の機は、逃してしまつては二度とやつてきません。三重県民が、人権が大切にされる三重県をつくる担い手は私たち一人ひとりだと再確認するには、この機を捉えるということが必要ではないでしょうか。知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、今年は12月4日からの1週間が人権週間ということであります。この間、様々な啓発等が行われるわけですが、障がいをお持ちの当事者を交えてのシンポジウム等、何かしらメッセージ性のある内容で行つてはいかがかと考えます。啓発講演会等の内容について、これについては環境生活部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 人権を大切にされる三重をつくるために、県民にアピールをしてはどうかということでありました。

先般、神奈川県相模原市の障がい者福祉施設において、余りにも悲惨で痛ましい事件が起きました。多くの尊い命が奪われ、まことに遺憾であり、決して許されない出来事として、怒りを禁じ得ません。亡くなられた方々の御冥福を、改めて心からお祈り申し上げたいと思います。

今回の事件に対し、多くの障がい者の方々や関係者の方が深く心を痛め、様々な不安を感じられていると思います。地域とのかかわりを持ちながら施設の安全管理も徹底していく、これらを両立していくとともに、一人ひとりの人権が大切にされる社会の実現が必要であると考えています。

全ての人々の人権が大切にされる社会の実現に向けて、まずは身近な地域社会において、全ての命はひとしく尊いものでありかけがえのない存在であるという人権尊重の意識を定着させていくことで、社会全体へと波及させていくことが重要であると考えています。

また、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会を目指していくことは、人権が大切にされる三重をつくることにつながると考えています。そのため、県民の皆さんが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動をとる

ことができるよう、様々な機会を捉えて、相手の気持ちを考えることや思いやることの大切さを、一人ひとりの心に訴えかけてまいります。

後に部長も答弁しますが、議員から御指摘、アドバイスのありましたような差別をなくす強調月間や人権週間、あるいは人権が尊重される三重をつくる条例の制定から20年、こういうところのタイミングを捉えて、しかるべき場でメッセージを出すことを検討したいと思います。

それから、人権尊重というのは多様性に寛容な社会をつくるということの大前提であります。多様性がないとイノベーションは生まれません。もともと、起業家の語源たる英語のアントレプレナーというのは、アントレプルノアというラテン語、新しい階層という意味から生まれています。それはつまり、多様性を認めることで新しいイノベーションが生まれる。そういう経済的側面だけじゃなくて、多様性に寛容な社会でいられるということが、今、日本が試されている、そういう状況にあると思います。それが人権尊重という形で、しっかり取り組んでいかなければならないと思います。

ノーベル平和賞を受賞した、公民権運動で著名な、まさに人権の戦いをされてきた、アイ・ハブ・ア・ドリームで有名なキング牧師はこう言っています。悪を仕方ないと受け入れる人は悪の一部となる。悪に抵抗しない人は、実は悪に協力しているのだ。さらに言っています。最大の悲劇は悪人の圧政や残酷さではなく、善人の沈黙である。しっかりその声が県民の皆さんに届くように、こういうふうにも人権を尊重しなければならないと思っているのであれば、それをしっかり声に出し、アピールすることが大事であるというように考えておりますので、しかるべきタイミングでアピールについて考えていきたいと思っております。

〔田中 功環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（田中 功） 議員のほうから人権週間等での取組について御質問がございました。

県では平成2年3月に、全国に先駆けて人権県宣言が県議会で決議されております。これをきっかけに、毎年11月11日から12月10日までの1カ月を差

別をなくす強調月間として、全ての県民の人権が尊重される社会の実現を目指して、人権意識の高揚に向けた啓発活動などに取り組んでおります。

強調月間期間中の具体的な取組については、人権センターにおいて、人権に関する児童・生徒ポスターの優秀作品や、人権フォトコンテストの入賞作品の展示を行うこととしております。これらの作品につきましては、各地域防災総合事務所や地域活性化局でも巡回展示を行い、広く県民の皆さんにごらんいただくようにしております。

さらに、障がい者の人権をテーマに、当事者をお招きし、講演会や書の実演によるメッセージ性を高めた啓発イベントを計画しているほか、差別をなくす強調月間中に、県及び県内市町や関係団体が行う行事については、人権センターのホームページで情報発信を行ってまいります。

議員からも紹介がございましたが、12月4日から12月10日までの人権週間の期間中には、県内各地において、国や市町等関係機関と連携し、街頭啓発に取り組むなど、日ごろ人権の問題に関心がなかったり、啓発イベントに参加したことがないというような方々にも人権意識の高揚を呼びかける、集中的な取組を展開してまいります。

こうした期間中の取組はもとより、継続して粘り強く啓発活動に取り組むことにより、県民の皆さんがお互いの人権を尊重し合うことができる社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） しかるべき時期にメッセージの発出を考えていただけるといことで大変ありがたいなというふうに思っておりますが、平成24年7月に明らかになった大津市でのいじめ自死事件がありました。あのときは、事件後すぐではなくて、しばらくたってから明らかになってきた。そして、文部科学省からいろんな通知が出された際に、知事と、それから教育委員長の連名で、子どもたちだけではなくて、学校関係者、保護者、そして地域の人々、県民全てに向かって、本当に意味があったなと思っているんですが、

やっぱりこのときに何とかしなければという強い思いでメッセージを発していただきました。

この事件が起こってからの論調を見ていますと、当事者の、例えば親御さんたちが自分たちの子どもに向かってメッセージを出しているというようなことをしているんですけども、差別を生んでいるのは、その周りの、先ほど知事の言葉にもありましたが、善良な市民の中にこそあるのだという、そういうメッセージ性のあるものを、やっぱり機を見て出すべきだったんじゃないかなという思いがしてなりません。

その思いがあったので今回の質問をさせていただいたわけなんですけれども、今後も引き続き、機を捉えた発信というのを県全体で、ぜひ全ての部局を問わず行っていたきたいなというふうに思うところです。

知事も触れていただきました、1997年10月1日、丸っと19年前、人権が尊重される三重をつくる条例が施行されました。以来、人権施策の基本方針が策定されて、その計画化が進められて、実際にいろんなことが行われてきたわけです。

そして、今年の9月10日であります、伊勢市でみえレインボーフェスタというのが、第1回目ですけれども行われました。知事も出席をいただきました。パートナーシップ宣誓制度があるから伊賀市に移住したという若いカップルがお見えになりまして、そのときその会場で証明書を参加者の前で受け取っていただいて、みんなに大きな拍手をもらってお祝いをしてもらったということがあったんですけども、このフェスタに参加したことでLGBTの方々やその課題に初めて出会った方というのもおられたでしょうし、LGBTにフレンドリーな三重というものを発信するよい機会であったというふうに思います。今後、山口颯一さんを中心として、三重の地から、LGBTのこともどンドンと発信されていくと思います。

このように新しい課題も含めて、いまだ解決されない課題もあり、ますますその重要性が高まるこの条例でありますけれども、再度、条例の周知、啓発を行うときが来ているのではないかというふうにも考えますが、環境生活

部長の考えをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○環境生活部長（田中 功） 人権が尊重される三重をつくる条例の制定から、今年で19年たちます。再度、再周知をすべきじゃないかということでございます。

条例の周知につきましては、第三次人権が尊重される三重をつくる行動プランの中で、国や市町をはじめ、様々な主体との連携や広報媒体等を活用しながら、啓発活動を進めているところでございます。

これまででも、人権センターや各地域防災総合事務所等で実施する講演会などの啓発機会にあわせて、独自のリーフレットを配布したり、人権問題についてのパネル展でも条例についてのパネルを掲示したりして、周知に取り組んでいるところでございます。

さらに、県政だよりみえ11月号においても人権特集を組み、昨年12月に改定した三重県人権施策基本方針の趣旨等の周知を行うことを予定しているところでございます。

来年度には条例の制定から20年を迎えることから、条例に掲げた人権尊重の理念が広く県民の皆さんに浸透するよう、効果的な取組の実施についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。

来年度は人権が尊重される三重をつくる条例の制定から20年ですので、これを区切りとして、再度、県民の皆さんに向かってしっかりと周知いただきたいと思います。

次に、多文化共生の視点からやりとりをさせていただきます。

三重県の状況を少しごらんいただきたいと思います。 （パネルを示す）  
1点、済みません、訂正があります。2014年の外国人住民数ですが、4万1251人です。811人とありますが251人の間違いであります。割合としては平成26年度末においては2.3%ということで、全国3位の住民数であるという



こと、そして、外国人住民数と、日本語が必要な児童・生徒数というのは、正の関係があるかというとは実はそうではなくて、住民数はそんなに変わっていないけれども、日本語指導が必要な児童・生徒数は伸びているという実態があります。

公立小・中・県立学校における、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の在籍率で考えますと、三重県は全国第1位となっています。学校在籍率全国第1位ですから、突然、全く日本語がわからずに学校にやってくる児童・生徒、少なくありません。日本語初期指導から学習言語指導まで、児童・生徒の到達度、様々であります。母語も日本語も中途半端、よって立つ言語の確立が不完全なダブルリミテッドと言われる課題も大変深刻であります。

子どもたちそれぞれの場で、段階で、日本語を、あるいは日本語で学んでいますけれども、学習に対するモチベーションを保ち、子どもたちや保護者が目標とできるようなよいモデルを持つためにも、例えば日本語スピーチコンテストのような発表の場をつくってはどうかというふうに考えますが、この日本語スピーチコンテスト等発表の機会づくりについて、環境生活部長の見解をまずお伺いいたします。

〔田中 功環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（田中 功） 外国人児童・生徒を対象とした日本語スピーチコンテストを実施してはどうかという御質問でございました。お答え申し上げます。

県におきましては、平成28年3月に多文化共生社会づくり指針を策定し、文化的背景の異なる人々がお互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会を一緒に築いていく多文化共生社会づくりを目指して、様々な主体と連携して取り組んでいます。そうした中で、外国人の児童・生徒に対する教育の推進についても指針に位置づけており、県や市町の教育委員会と連携して取り組んでいます。

日本語スピーチコンテストは、愛知県で昨年度から実施されており、日本語学習のモチベーションにつながったなどの成果があると聞いております。

しかしながら、本県では、外国人住民への多言語による情報提供や、災害時における外国人住民等への支援体制の整備、安心して医療を受けることのできるよう、医療通訳の利用促進など、外国人と日本人と一緒に地域社会を築いていくために最優先の課題に主眼を置いて、現在、取り組んでいるところでございます。

様々な課題がある中で、日本語スピーチコンテストについては、市町、NPO、経済団体、教育委員会などの関係者の意見も聞きながら、有効性などについて勉強するとともに、必要に応じて関係団体にも働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。

なかなか予算をばーんとつけてやるという状況にはないと思いますが、先ほどおっしゃっていただいたように、NPO等関係団体の皆さんと、どうやったらそういうことができるかというのをぜひお考えいただきたいと思います。

もちろん学校での指導も必要で、学習の動機づけをする一つの大きな機会ともなると思いますし、最終的にコンテスタントになれなくても、学校とか学年とかで発表の機会をつくって互いに考え合う、そういうことも、本人はもちろん学校全体での、日本人の子どもたちも含めた多文化共生の推進に資するのではと思います。

そして、保護者自身の日本語学習のモチベーションにつなげる、企業のCSRとしての日本語学習推進に対するアピールとか、幅広くこのことを捉えていただいて、例えば財政が厳しいと先ほど申し上げましたけれども、たくさんの外国人の方が働いている企業に協賛をいただくとか、まずはモデルの市町をつくるとか、学校を会場とすれば会場費はかからないとか、いろんなやり方があると思うので、ぜひ知恵を絞って、いろんな日本の国ではない方々も、そして企業もNPOもみんなが入ってやるということこそ、新しい

豊かさが形としてあらわれる、具現化するというのではないか、県民と県との協創ではないかというふうに考えますので、ぜひお進めをいただきたいというふうに思います。

時間がないので、次の項に移ります。

先日、三重県林業研究所、それから三重県水産研究所に訪問をさせていただきました。本当に興味深い、意味のある研究が多く行われているなというふうに思ったんですけども、ここで一つ、三重県水産研究所で行われている研究を、短くですけどもぜひ紹介させていただきたいと思います。

フリップをごらんください。(パネルを示す)宇宙人みたいな変な形をしたものが二つ写っていますが、下のほうに写っているのが、実は卵からふ化したばかり、上の形はふ化後二、三カ月を経たものです。これは何だと思われませんか。全く親と似て非なる形をしております。

この宇宙人のような姿を持った幼生は、ふ化後は体長約1.5ミリメートル、体の厚み0.03ミリメートル、フィロゾーマと呼ばれるそうであります。細長い手足をしていて、互いにこれらが絡まって、手足がもげてしまう、死んでしまうということもよくあったそうですが、鳥羽水族館との共同研究の結果もあって、今はクラゲ用の水槽を使うことで、お互いが絡まることが防げている。

この幼生は、約1年後、姿を変え、イセエビの赤ちゃんになります。イセエビの養殖研究の歴史は長く、20年前、三重県水産研究所は稚エビ養殖に世界で初めて成功をしています。しかし、そのとき稚エビにまで育ったのはたった0.1%。イセエビはこのフィロゾーマのまま、30回ほどの脱皮を300日ほどかけて行います。この形のままで。最終フィロゾーマは約30ミリメートル、その後、約1年間のときを経て、フィロゾーマからエビの形に脱皮をします。2回目の脱皮でやっと親と同じ赤い色がつき始めるということです。3年間で約18センチメートルですから、大きくなるには大変時間がかかるなというふうに思います。

現在、稚エビが育つ率は飛躍的に伸びまして、0.1%から60%になってい

ます。25匹が青いタグをつけられて海に放流され、うち1匹は出荷に適する大きさにまでなったということが確認されています。

例えば、これらの研究についてもっと多くの県民に知ってもらう方法はないかなと思うのです。林業については移動林業研究所というのを実施していただいています。しかし、多くの県民に発信できる場として、三重県にはMi eMuという絶好の場があるわけですから、そこを利用してはどうかと考えます。

研究発信等について、実態を含め、今後の展望についてもお聞かせをいただきたいと思います。お願いします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 農林水産部が所管します研究所における成果を広く県民に周知、あるいはPRするために、Mi eMuとの連携をしてはどうかというような御質問でしたので、お答えさせていただきます。

現在、農林水産部が所管します農業、畜産、林業、水産の各研究所においては、農林水産業の安定生産や低コスト化に向けた技術開発、それから、消費者のニーズに応えた、マーケットに支持される新しい商品や品種の開発、農山漁村における獣害被害の軽減につながるような技術の開発、そして、今、議員も御視察いただきました、災害に強い森林づくりに向けた技術の開発などの様々な研究に取り組んでいます。

こうした研究開発で得られた成果を生産の現場等に普及していくため、活用が期待されます農林漁業者や食品関連事業者などに、様々な機会を通じて情報提供を行っているところであります。

また、広く県民の皆さんにも研究所の取組を知っていただくため、例えばそれぞれ研究所を県民の皆さんに開放をするイベント、例えば農業関係ですと農大祭&西山農業祭りなど。あるいは、みえ出前トークという形で、農業研究所による野生獣の捕獲技術や、畜産研究所による県産ブランド和牛の育成技術をテーマとした出前トークなども実施しています。

また、あわせて、ホームページ、マスコミ等へも発信をしておるところで

ございます。

議員御提案のありましたMi eMuを活用した情報発信について、本年8月26日に三重県林業研究所が、高校生を含む43名の方に、キノコの有する機能性など四つの研究成果を紹介しました。参加した高校生の皆さんからは、成果の内容や森林、林業に関して様々な質問や意見などが出され、研究員と活発な意見交換が行われました。

また、8月28日には、三重県水産研究所が研究成果を伝える展示イベントをMi eMuで開催したところ、夏休み期間中ということもありまして、地元の小学生など417名の多くの方に参加をいただきました。

展示紹介した内容については、今、議員が御紹介いただいた、実物やパネル等によるイセエビの養殖技術、あるいは品種改良によりつくり出したゴールド系、白色系のアコヤ真珠などに対して、参加者の皆さんからは、実物の展示があり、大変興味が持てた、もっと研究成果をアピールしてほしいなどの意見もいただきました。

なお、参加した研究員からは、県民の皆さんの生の声が聞けて参考になった、小学生の皆さんの喜ぶ姿を見て研究意欲が増したなどの報告も受けています。

こうしたMi eMuにおける各研究所の成果の発信については、県民の皆さんへの研究成果の周知、あるいは子どもたちの科学技術への興味と理解の促進、そして、何より研究員自身の研究意欲の向上にもつながり、学芸員とも連携しながらタイムリーでアピール力のある発信ができればいいなというふうに考えています。

今後も引き続き、各研究所の成果を、より効果的な手法を用いて、農林漁業者などに着実に情報提供するとともに、広く県民の皆さんに紹介していくため、三重の農林漁業の魅力とあわせて、Mi eMu等と連携した企画展示をはじめ、様々な機会を通じて成果の発信に取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。

これからお聞きをしようと思っていたことへの回答を農林水産部長自らが言っていたように思うのですが、既にMi e Muでたくさんの方が行われているということをととてもうれしく思います。研究って割と専門的なことも多いですし、一般的には県民が見たり知ったりするのに向かないものも多いのかなというふうにも思います。けれど、内容を選びながら、県所管の各研究所とMi e Muとのコラボを推進していくべきだなというふうに、改めて考えさせていただきました。

部長も何点かについておっしゃっていただきましたけれども、ここで改めて確認をしたいと思います。なぜこれが必要かということ、三つ考えています。

一つ目に、三重県総合博物館の内容がさらに充実するのではないかということです。Mi e Muでは、学芸員たちが、それぞれの専門性を生かして本当によく頑張っていると思います。例えば、夏休みの昆虫に関する展示。とても子どもたちに人気がありますけれども、夜遅くまでボランティアの皆さんとともに研究展示をつくっていただいている。しかし、三重県総合博物館の学芸員を増やすということは、これは難しいことです。人数に限りがある中で、できることには限界がある。だから、三重県総合博物館独自の内容に加えて、Mi e Muを研究内容の発表の場所として活用すると、Mi e Muそのものの内容が充実するのではないかということです。

二つ目の理由としては、先ほど部長もおっしゃってくださいました、研究所としても、経済効果や研究成果を生むこと以外に県民にアピールできれば、研究所そのものの存在意義ですとか存在価値が上がったり新たに生まれたりするのではないかと考えるからです。

三つ目に、これも少し触れていただきました、教育の場として子どもたちの興味、関心を引き起こし、いわゆる理科離れに歯どめをかけたり、キャリア教育の一環として、研究所の方がMi e Muに出向いていただいております。

していただくような機会があれば、その姿を通じて将来の職業とも関連づけ  
て考えたりすることができるからです。

学校とM i e Muとの関係というのが今どうなっているか、私、調べてい  
ないですけども、例えば社会見学でM i e Muに行くということがわかっ  
ていれば、そのときに学校の要望に応える形で研究所の方がM i e Muに出  
向いていただいたり、社会見学の時期が、例えば10月、11月が多いというこ  
とであれば、その時期に合わせて展示をする、特設展をするというようなこ  
とも考えられるのではないのでしょうか。さらなる教育の場としての活用とい  
うのももっと図っていくべきではないかと考えます。

以上、M i e Muと各研究所等がもっともっと多くのコラボレーションを  
していくこと、これ、財政的な意味もあってということも含めてですけれど  
も、M i e Muを所管するお立場として環境生活部長のお考えを確認させて  
いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○環境生活部長（田中 功） ただいま議員のほうから、県が所管する研究所  
の研究成果を活用したセミナー等をM i e Mu等で開催してはどうか、また、  
M i e Muを社会見学等、教育の場としてもっと活用してはどうかという御  
質問をいただいております。

現在も幾つかの研究所の成果につきましては、M i e Muでの展示やセミ  
ナーが行われているところですが、今後、研究テーマで大きな成果があった  
ときなどにはトピック展示を企画するなど、これからも様々な連携ができ  
ると考えております。

このほかにもM i e Muでは、大学の先生や民間の方などを講師にお迎え  
して、基本展示の内容について、より詳しく学んでいただき、かつ興味を  
持っていただけるよう、M i e Muセミナーを年4回程度開催しております。  
今後、テーマによっては、各研究所研究員の方にも御講演いただきたいと考  
えております。

また、M i e Muでは、三重の未来を担う子どもたちの社会見学を積極的  
に受け入れています。この社会見学の受け入れの際には、子どもたちの学び

がより深まるよう、学校側と事前に打ち合わせをしっかりと行い、見学当日、何に重点を置いて説明したらよいかなどもしっかりと把握した上でやっております。今後、学校側のニーズに応じて研究所の皆さんにも御協力をいただき、より充実したものにできればと考えております。

引き続き、多様な主体の皆さんとの連携により、博物館活動を質、量ともに高め、利用者によりよいサービスを提供していきたいと考えております。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。

MieMuという場所を利用して、ますます、もっといろんなことができるかなというふうに思います。もしかしたらやっていたかもしれないけれども、例えば三重県農業研究所では健康に着目した野菜、お米などの研究が行われています。低カリウム、低リンの野菜やお米ですが、健康と食などのテーマで、例えばMieMuで特設展が行えるとしたら、農業研究所の方が日曜日に県民向け講座を行うとか、そういう可能性も、広がりも、実際できるのではないかなというふうに思います。

三重県総合博物館も、どう工夫して来館者を増やすかとか、今以上に取り組んでいただかなければなりません。先日の一般質問で東議員が、どこでも博物館、どこでも美術館ということを言われましたけれども、そのこととても興味深いと思いますし、博物館、美術館そのものを充実させることも大切であると思います。

ダイナミックに部局連携を図っていただいて、それぞれの枠から出て、さらにすばらしい内容が生まれるように期待しますので、よろしく願いをいたします。

最後の質問になります。

働き方改革ということですが、8月31日、三重県において第1回ワーク・ライフ・バランス推進タスクフォースが行われたところであります。有識者、それから知事、部長、教育長を含め、11人の委員の中でいろんなことを話し合われています。座長は株式会社ワーク・ライフバランスの永田コンサルタ



ントだとお聞きしています。そして、4回ほどの話し合いの中で、12月末には提言としてまとめられるということをお聞きしています。

仕事の見える化による効率の向上、短時間で成果を上げることがをどう評価するかというようなこと、様々話し合われるのだと思いますけれども、その提言がどのようなものになるのかを、期待を持って見せていただきたいなと思うところであります。

今回は、学校現場の働き方、適正な業務のあり方について質問をさせていただきます。

本年6月13日、文部科学省内に設置された次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォースチームから報告が一定なされました。検討の背景として、学校の抱える課題の複雑化、多様化、貧困問題への対応、保護者等からの要望への対応など、役割の拡大があること、対話的、主体的で深い学びの視点に立った授業改善と、社会に開かれた教育課程の実現、そして、教員の長時間勤務の実態、それが、この報告書を出した、あるいはタスクフォースチームをつくった背景なんだというふうに、その中には書かれています。

これまでの学校と教員の姿として、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体とした日本型学校教育は、国際的に非常に高く評価されていると、学校が子どもたちの人格的成長に大きな役割を果たしている、そんなふうにも書かれています。一方で、学校の抱える課題が膨れ上がる中、従来の固定化された献身的教員像を前提とした学校の組織体制では、質の高い学校教育を持続発展させることは困難というふうにも書かれています。

そのような背景から、教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する、教員の部活動における負担を大胆に軽減する、長時間労働という働き方を見直す、国、教育委員会の支援体制を強化するという四つの大きな柱に沿って、具体的な方策を提言しています。

この報告書に書かれている、なぜタスクフォースチームをつくったか、どうして検討が必要かという状況というのは、そのまま三重県の学校現場にも

当てはまるものだというふうに考えます。

そこで、教育長にお聞きいたします。三重県の教育現場の、例えば長時間労働等の実態というのはどうなっているかということ、そして、その実態に関して教育長の見解はどのようなものかということをお願いいたします。

〔山口千代己教育長登壇〕

○教育長（山口千代己） 働き方改革に関して、多忙化する教員の勤務の現状について御答弁申し上げます。

県教育委員会では、平成17年3月、教職員の総勤務時間縮減に係る指針を策定し、教職員の時間外労働時間や年休等の取得時間について、国に先駆けて、県立学校は平成18年度から、小・中学校は平成24年度から把握をしております。また、各学校におきましては、総勤務時間縮減の方針や取組内容を学校経営の改革方針に記載し公表するなど、取り組んできたところでございます。

これらに加え、変形労働時間制度の対象業務の拡大などの勤務時間制度を整備するとともに、平成26年度には、効果のあった事例を総勤務時間縮減のための取組事例集として取りまとめ配布するなど、様々な取組を進めてまいりましたが、現時点では総勤務時間の縮減には至っていないという状況でございます。

今年度の取組といたしましては、重点的な取組として、事例集を参考に各学校で年度当初に定めた具体的な取組内容を、校長のリーダーシップのもと、学校全体で実践し、取組の効果や課題を教職員と共有するなど、総勤務時間縮減のPDCAサイクルを回す取組を進めています。

この総勤務時間縮減には、所属長である校長の意識、役割と、学校全体での取組が何よりも重要だと考えております。今後は、このPDCAサイクルがしっかり機能し、総勤務時間縮減につながるよう、平成27年度末に全ての学校に設置されました安全衛生委員会の有効活用、効果的な教職員のタイムマネジメントなどが徹底されるよう、市町教育委員会に働きかけてまいります。

また、国や民間で検討されています、社会全体での長時間労働の是正をはじめとする、働き方を変える取組について、本県では、先ほど議員からも紹介がございましたが、28年8月、知事をはじめ県幹部と民間企業経営者などが委員となり、働き方改革・生産性向上推進懇談会が設置されたところでございます。この懇談会には教育委員会も参画し、県職員に加え教職員も対象に議論されているところですが、ここでの議論や今後の提言を踏まえ、学校への活用方策を検討し、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでまいります。

なお、文部科学省は、長時間労働という働き方を改善し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校現場における業務改善加速事業を概算要求しているところであり、こうした動向も注視しながら、その活用も検討してまいります。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） 平成18年度から県立学校を対象に、そして、平成24年度からは小・中学校を対象に、例えば勤務時間等の把握をいただいていることですが、これは全国的にも本当に、三重県として丁寧にやっていたという認識をしております。自らが見直すということは、非常に大切だというふうに思いますし、そのために、学校現場、そして市町教育委員会、県立学校については県教育委員会、学校とも、力を合わせながらやっていくことが大変必要だと思っていますが、一向に進みません。

そして、2020年に新しい学習指導要領ができるときに、本当にその中身に対して丁寧に対応できるかどうか、今の働き方の中で。私は大変心配をしています。小学校で英語が、もっと低学年から入ってくる。授業時間数はぱんぱんですので、例えば1日10分ずつというモジュールで入れようかという話がある。そして、道徳の教科化によって、文章表記をしなければいけない。プログラミング学習が来る。この限られた時間の中で全てをきちっとやりこなしていくにはどうしたらいいかということ、バランスを持って考えていくことって本当に大切だと思うんです。

あと2点ほどお聞かせをいただきたいと思います。

文部科学省は平成7月27日に、教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査結果を通知いたしております。これは、県・市町教育委員会、政令都市を対象に行った調査なのですが、すごく項目がありますので、二つだけお聞きします。

一つ目は、学校への調査文書等に関する事務負担の軽減についてです。

教育委員会から学校に対して行っている調査・報告依頼について、平成28年3月の1カ月間に何件あったかということを探っている項があります。回答で、最も多かったのは10件以上30件未満、これが半数以上を占めますけれども、中には一月で50件以上というのが17%あります。

さらに、調査、報告の依頼元についても結果が出ています。第1位として、三重県内29市町の教育委員会、学校が入ってということだと思いますけれども、選んだ相手で最も多かったのは県です。そして、国、市、市議会というふうが続いています。他県等も多くがその傾向でありますけれども、県からの調査が最も多い、あるいは多いと感ぜられるということについて、教育長としてどうお考えか。

そして、2点目です。業務改善のための方針等の作成、フォローアップについてです。

三重県内29市町のうち、業務の精選に係る具体的な方針や目標、どれだけ減らすとか、何を幾つにするとか、それを明確にしているところは、まだ24.1%、7市町にとどまっています。タスクフォースからの具体的な改善方策として、学校現場における業務改善のためのガイドラインを活用しつつ、明確な業務改善目標KPIを定めというふうにありますし、市町教育委員会が学校に求めていく調査、報告についても、明確な低減目標KPIを定めて見直しを行うべきだというふうにもしています。

今後、目標値を設定して、県をはじめ市町においても業務精選が行われて行くことは必ずしなければいけないことだというふうにも考えますけれども、目標値設定、市町に向けての、県教育委員会としての、こう考えたらいいで

すよとか、その支援等について教育長としてどうお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長（山口千代巳） 2点、御質問をいただきました。

まず、県の調査事務が負担ではないかということについて御答弁申し上げます。

学校への調査事務につきましては平成24年度から、県教育委員会が実施する調査、報告及び会議、研修会の精選、廃止に取り組んでまいりました。当初の2年間は件数も一定削減できましたが、議員も言われましたが、ここ2年間は削減できていないのが現状でございます。今後、市町教育委員会に対しまして、さらに見直しの対象とすべき調査や会議などを聴取いたしまして、一層の現場の業務負担軽減に努めてまいりたいと思います。

2点目の業務改善に係る県教育委員会の姿勢についてでございます。

教職員の業務改善、特に小・中学校につきましては、学校、服務監督権者である市町教育委員会、県教育委員会の3者が一体となって取り組むことが必要だと思っております。国では、タスクフォースの報告を踏まえ、今後の取組が検討されているところでございますが、本県におきましては、例えば県教育委員会が長期休業中に会議や研修会を実施しない期間を設定することを徹底いたしましたところ、教職員の休暇取得につながったとされております。

今後、各学校の実態に応じた個別の取組に加えまして、議員からもございましたが、県内の全ての学校で取り組む項目や指標を絞って設定し、実績を把握し周知することで、確かな総勤務時間縮減につなげていきたいと考えております。これまではやりっ放しというところが多かったのかなど、私自身も反省するところでございます。

その具体的な内容や手順につきましては、校長会、市町教育委員会及び職員団体等と協議をしております。また、その際には、保護者や地域の理解を得ていくことが何よりも重要であると思っております。学校の情報を積極的に発信することで、地域とともにある学校づくりにもあわせて取り組んで

まいります。

いずれにいたしましても、子どもたちが生き生きと学び、教職員も生き生きと生徒に向き合うことで、学校は活性化するものです。また、将来、教員を志す人たちが、夢や希望を持って働けるよう、しっかりと取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） ありがとうございます。

今までは、目標を定めているパーセンテージを聞いていたような気がします。でも、そうではなくて、その計画の中の、具体性を持って数値を挙げて、それをクリアしていくことを目標にすべきだ、そうでなければ変わらないだろうと思っています。

第1回のタスクフォースの中で、白河先生でしたか、何をやめていくのか、そして、そのやめるということを誰が判断していくのかということが大事やということをおっしゃっていたように書いたものを読みましたが、学校現場においてもそうかなというふうに思います。

調査について言えば、市町教育委員会の大きさは様々です。例えば2人3人ぐらいしか実働できる方がいらっしやらない町の教育委員会の方たちは、市へ来るだけと同じ分量の調査がその人数に降ってきますので、物すごくクリアするのに大変だという話をお聞きしました。

そして、1小学校1中学校しかないようなところ、あるいは学校が、今、どんどん子どもが減っていて、単学級になっているところが多いです。そこにも、例えば学校で1人出してくださいというような研修があったり、そのあたりについても本当に考えていかないと、感じ方は、規模、その他条件によっていろいろですけれども、具体的にいろんな条件を設定してお考えをいただきたいと思っています。

一番労働時間が長いのは、実は教頭先生なんですよ。このままでは誰も管理職になろうとしないのではないかという心配もとてもありますので、そ

うではなくて、みんなで学校をつくっていきける、子どもたちとともにやれる、そのことの楽しさを実感できるような、そんな学校づくりができるように進めていただきたいと思います。

学力については、先般、全国学力・学習状況調査の、数字だけですけれども、発表がされました。一生懸命取り組んでいるということが、数字からもうかがえるのかもしれませんが。本気度を持って県がやっていただいた結果だとしたら、この業務改善等についても本気度を持って取り組まなければ、これから先が大変厳しいだろうというふうに思います。

学校現場においては、子どもたちにとっていいことと考えると、やったほうが絶対にいいことばかりなんです。あれもこれもやったらいいというふうに思いがちですけれども、じわじわと内容も時間も膨れ上がったというのが、今の状況だと思います。ビルドは、実感できるスクラップとセットであるべきだと思います。よりよい教育をするためにも、もっと本気で取り組んでいただきたい。そして、これは、県教育委員会だけではなくて、市町教育委員会、学校、そして働いている人々とともにということを強く要望申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 20番 中村欣一郎議員。

〔20番 中村欣一郎議員登壇・拍手〕

○20番（中村欣一郎） 皆さん、こんにちは。鳥羽市選出の、自民党、中村欣一郎でございます。

10月8日は、「とお」と「ば」という語呂合わせで鳥羽の日ということになっております。まだ非公式ではあるんですけども、10月8日、終日、市内各所でいろんなイベントをやっておりますので、どうぞ皆さん、お出かけいただけるとありがたいです。29市町のうち、ほかにも何々の日というものがあるのかどうか、ちょっとわかりませんが、鳥羽の日は今年で4回目になります。108円とか、1080円とか、そういった語呂合わせにちなんだ価格設定で、遊び心を持って提供させていただきますので、ぜひお気にとめく

ださい。その際には、このみえ食旅パスポートもお忘れなく、（現物を示す）よろしく願いいたします。

今日は、大きくは防災に関してと、景観に関してお聞きいたします。昨年度は防災県土整備企業常任委員会に所属しておりましたので、なかなかこれまで聞けなかったことについて、2年間分、堰を切ったように聞いてみたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、少し防災意識のことについて触れておきたいんですけども、三重県では東日本大震災の発生以降、県民の防災意識の変化を調査しております。

まず、一番最初の平成23年度の調査において、東日本大震災を受けて防災意識はどう変化をしましたかと聞きましたところ、何と77.1%もの人が防災に非常に関心を持ったと回答いたしました。それ以降はちょっと違った尋ね方で、東日本大震災から何年余り経過をいたしました、発生時に比べてあなたの防災意識に変化はありますかと尋ねてきています。すると、東日本大震災時に持った危機意識を今も変わらず持ち続けている、あるいはさらにそれが高まったという人の割合は年々低下をしてきております。

パネルをごらんください。（パネルを示す）一番左の紫色の棒グラフが、東日本大震災の起こった当年度に非常に関心を持ったという人の割合、77.1%をあらわしております。翌年からはそれが、39.4%、35.0%、29.6%、27.7%と徐々に低下をしてきております。

この辺、防災対策部のほうも、非常に頑張ってみえるとは思んですけども、少し残念な数字ではあります。けれども、本来だったら、何もしてこなかったらもっと下がっていたものを、防災対策部のおかげでこれだけで踏みとどまっていると言うこともできるのではないかと思います。他県との比較がないだけに、この辺もまた分析の必要があろうかなというふうには思います。

そして、この隣の赤いほうの棒グラフなんですけれども、これは何を意味するのかと執行部のほうからも何度も聞かれたんですけども、これは執行



部側でなくて県議会側の意識のことでして、意識と言っていいかわからないんですが、一般質問の中で防災に関することを尋ねた比率をあらわしております。毎年度、大体300から320ぐらいの質問項目が出されるんですけども、最初の平成23年度は、これ、パーセンテージで出ていますけれども、320ぐらいのうち、60ぐらいの項目が上がっていました。それがきれいに年々低下をしていきまして、昨年度は16項目しか聞いていないということでもあります。県民意識のスピードよりも県議会のスピードのほうが速いのではないかなと危惧しております。

この間、これはあくまでも比率でありますので、ほかに重要な項目が出てくれば当然、防災の質問は減っていくわけなんですけれども、少子化であるとか、獣害対策であるとか、昨年度であれば伊勢志摩サミット関連の質問も多かったので、そちらのほうに関心がシフトしたのかなとも思っております。またどなたかに分析をしていただければと思います。

さて、熊本地震から間もなく半年になろうとしております。東日本大震災以来、私たちも、津波からいかに逃れるか、また、波に洗われたまちをどう立て直していくのかということばかりを考えてきておりましたので、特段、警戒もしていなかった地域に震度7の揺れが2回というのには、ちょっと想像も及ばないところがありました。近隣県はさほど被害がなく、十分支援の手が届きそうな被災地にしては、復興が遅いな、先日行ったときにも、依然ブルーシートで覆われた家屋が多いなという印象がありました。

私は地震発生後3度ほど、現地に足を運ぶ機会がありましたので、そのときの印象を後ほど紹介させていただくとして、まずは、先日の部長会議でも報告があったようですが、それと6月定例会議でも小林議員からも質問がありました、少し重なる部分があるかと思えますけれども、地震発生からこれまでの間、三重県として被災地に対してどのような対応、あるいは支援を行ってきたのかをお聞きします。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） 熊本地震の発生に際しての県の支援についてお

答えをさせていただきます。

熊本地震への対応につきましては、震度7の地震が、4月14日木曜日の夜、そして16日土曜日未明と連続して発生をいたしまして、極めて大きな被害となっていることから、防災対策部内におきましても特別体制をしき、情報収集に当たったところであります。16日土曜日は早朝より、危機管理統括監、私も含めた防災対策部職員が県庁に参集をいたしまして、知事と緊密な連絡をとりながら、全国知事会及び他府県等から現地情報を収集していたところ、17日日曜日の午後に熊本市から関西広域連合を通じましてアルファ化米の緊急支援の要請がありましたので、本県も直ちに対応することとしたところでございます。

緊急要請ということで、まずは一刻も早く被災地に食料を届けるため、第1便として、県庁に備蓄をしておりました3400食を2台の防災車に載せまして、17日日曜日の夜に4名の職員が出発をいたしました。また、これらの作業と並行して市町にも協力を呼びかけたところ、県内全ての市町に御協力をいただいたことから、県の地域庁舎に備蓄をしておりました分と市町分、合わせまして9万5780食を第2便として、三重県トラック協会の協力を得まして10トントラック2台に載せ、18日月曜日の夕方に4名の職員が出発をしたところでございます。

途中、通行障害による道路迂回や渋滞に悩まされながらも、いずれの便も翌日午後には熊本市指定の物資拠点に到着することができましたが、人員やノウハウ、物資さばきの資機材等が著しく不足しておりまして、荷おろしを待つ車両が長蛇の列をなしている状況であったことから、熊本市と協議を行いまして、市内の避難所へ直接届けるということにしたところでございます。特に第1便では、避難所に到達した食料は直ちに施設内に運び込まれまして、当日の昼食として活用されたことから、避難所における食料不足の窮状がうかがい知れた次第でございます。

さらに、県では被災地域の支援を全庁的に実施するために、地震発生直後の4月18日月曜日に、知事を本部長といたします熊本地震対策庁内連絡会議

を設置いたしまして、対応に当たってまいりました。人的支援といたしましては、全国知事会からの要請に基づき、県職員5名1班、延べ30名を、4月24日から5月20日まで、南阿蘇村に派遣したほか、医療救護班でありますとか、災害派遣精神医療チームD P A T、被災建築物応急危険度判定士、スクールカウンセラー等の派遣、さらには、みえ災害ボランティア支援センターによる交通費助成等を実施いたしました。現在も、公共施設の復旧のための職員派遣を、今年度末までの予定で継続いたしておるところでございます。

また、こうした支援に加えまして、県内市町からは、給水や災害廃棄物処理のための職員や車両の派遣、罹災証明発行事務や被害状況調査の支援等を目的とした職員派遣も行われ、現在も、被災家屋対応など、継続して業務に当たっておるところでございます。

物資搬送の第2便につきましては、物資搬送後に現地調査等を行う先遣隊の役割も兼ねておりましたことから、引き続き現地調査を実施したところでございます。被災直後で被害の全容がわからず、多くの避難者が出ている中ではございましたが、物資拠点の機能が十全でなかったほか、耐震補強済みの町役場の庁舎が損壊をいたしまして、災害対策業務に支障が出ていることや、駐車場にとめた車内で生活する、いわゆる車中避難が多いことなどが確認されたところがございます。

その後、職員や学識者による現地調査や派遣職員への聞き取りなどから、今回の熊本地震では、庁舎等重要拠点の被災による業務の停滞、物資ニーズ把握の困難さや物資拠点での滞留、さらに、車中避難者の把握の困難さなどが新たな課題として明らかになったところがございます。

以上でございます。

[20番 中村欣一郎議員登壇]

**○20番（中村欣一郎）** 早速送られた食料等がすぐに現場で活用されたということで、とてもタイムリーな対応をしていただけたのかなというふうに思いますのと、競い合うわけではないんですけれども、例えば各市町にも声をか

けて、市町も巻き込んで三重県は支援をすぐに行われたということですが、支援に行くときに市町に声をかけるというのは、想定といいますか、予定にあったのかどうかはわかりませんが、その決断はとてもよかったのではないかなというふうに思います。

次に、今回一番聞きたかったことを一つお聞きしたいというふうに思います。受援力をどう高めていくのかということをお聞きしたいと思います。

受援力というのは大変新しい言葉でして、検索してもなかなか受援力って出てこないです。いまだに出てこないかと思えます。単語登録でもすれば別ですけども出てきません。

三重県の防災対策の中で話している受援力というと、各市町間とか県レベルの、自治体同士の応援体制、応援してもらいやすさみたいなところでこの受援力という言葉は使われております。今回、私が熊本へ行って感じてきたことからいくと、個々人の受援力、あるいは自治会単位の受援力、そういったものが欠けていると言うと熊本に対して失礼なんですけれども、そういったところが足りなかったのではないかと、それも復興が遅れている一つの理由ではないかなというふうに思ったので、そのことを高めていくためにはどうしたらいいかをお聞きしたいというふうに思います。

私が行ったのをちょっと説明しますと、5月2日に熊本市のボランティアセンターに行きました。震災から約半月後です。それまでというか、そのときも熊本市だけが県外からのボランティアを募集していたものですから、一路、熊本市へ向かっていきました。前泊しようにも、熊本市とか、鳥栖市とか、その周辺はホテルがとれなかったもので、佐賀市に宿をとりまして、翌朝に新幹線で熊本市にボランティアに行くという、ちょっと変わったスタイルになりました。

その日は1100人ほどでボランティアを締め切るというような情報があったので、朝の8時半から並びまして、2時間半ほど並んだところでやっと私にも仕事が終わってまいりました。力仕事で家具の片づけ、男4人という競りみたいなのがありまして、それに手を挙げて向かいました。市役所の近くのボ

ランティアセンターから、場所は市電に乗って五つ目の駅なので、本当に町なかで、見る方向によっては地震があったこともわからないような場所でした。

その方の家は行ったら、応急危険度判定の赤い紙が張ってあって、ここ、入ってええのかなというふうに思ったんですけども、目視で大丈夫かなと思ったので作業をさせていただきました。高齢の、70過ぎの女性のひとり住まいで、聴覚障がいがあるというおうちでした。どんな現場だったかという、（パネルを示す）仕事としては、これ、上下二つに分かれたたんすの、直しているほうの上の部分のたんすが手前にあるこたつの上に倒れてきてこたつが潰れた、それはもう片づけてあったんですけども、たんすを上に乗せれずに下にあったのを上げてくださいというような仕事でした。

私は、近くにもいっぱい家があるのに、この人がそのままで2週間暮らしていたということをととても不思議に思いました。かといって、行政に不満を言うわけでもなく、誰かを恨むわけでもなく、私たちは大変ありがたがられて、またあんたたちに来てほしいときは誰に言ったらええのというような、そんなリクエストもされるようなうれいところでした。

簡単に終わってしまったので、この仕事のほかにも、ほかに何かやることはないのかということ随分聞いたんですけども、そう言ってやっと出てきた仕事がこの、（パネルを示す）何か仕事場の片づけなんですね。この方、洋裁をされている方でして、その糸とかが散乱して、ガラスが割れたところに散乱しているのを片づけさせていただきました。これも、本人からは特に、最初はやってもらうつもりではなかったみたいな仕事なんですけれども、手伝わさせていただきました。

私はたった1日行って、1件のボランティアに行ってたった1人の方と接しただけなので、エビデンスとしてはとても少ないというか小さい、木を見て森を見ずというような、まさにそんな感覚で今から質問をさせていただきます。一緒に行ったグループを組んだほかの3人も帰ってきてから、何でもなんにも言わへんのかなと、熊本は肥後もっこすで、プライドが高くて我

慢強いというのはこういうことかなんていうことを話しながら来たんですけども、やっぱりほかの3人も同じような感覚を持っておりました。

そして、私がこちらへ帰ってきて、熊本へ手伝いに行った人と話をしていると、その人たちもみんなそんな印象を持っているんですね。その人たちからは、例えばボランティアセンターが被災者の家を一軒一軒回ってニーズを集めるというのがあるかと思うんですけども、それも全然反応がない、でも、家は片づいていない、そんなことをお聞きしたので、ちょっとこの受援力のことに對して、今回聞いてみようかなというふうに思いました。

三重県地域防災計画や三重県新地震・津波対策行動計画にも、要援護者に対しては支援しましょうとか配慮しましょうといったことは書かれているんですけども、その本人、当事者たちが行動を起こすようなことというのは余り書き込まれていないかなという印象があります。配慮される人たちが、もっと人に助けを求めてもいいんだよとか、あるいは頼り上手になるとか助けられ上手になるということはとても大事なことだと思うんですけども、そういった啓発があってしかるべきで、そういう個々の人たちが頑張る、助けを求めるといことが、草の根になりますけれども、全体の復興を早めるのではないかなというふうに思います。

それについて、部長のお考えをお聞きしたいと思います。

〔福井敏人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福井敏人） 熊本地震を踏まえて、ボランティア等からの支援を受けるための受援力の向上についてお答えをさせていただきます。

東日本大震災では、障がい者の死亡率は全体の死亡率の約2倍となっておりますし、また、死亡者の年齢構成は60歳以上の高齢者が66%を占めておると。それから、震災関連死の約9割の方が66歳以上であったという報告がございます。また、熊本地震におきましても同様に、高齢者の死亡率が極めて高い状況にあると聞いております。

行政や地域には、障がい者や高齢者が、災害発生時に命が助かることを諦めずに、何の気兼ねもなく助けてと訴えることができる環境をつくる、そし

て、その声に応じて命をしっかりと守り抜く責務があると考えております。そのため、三重県新地震・津波対策行動計画におきましては、命が危ぶまれる災害時要援護者への対策を進めることを選択・集中テーマに掲げまして、障がい者や高齢者の避難行動要支援者名簿を作成し、支援者への情報提供や個別避難計画の作成を行って、各地域において支援が必要な方々に支援が行き届くよう取り組んでおるところでございます。

具体的には、本県が進めておりますMyまっぷランを活用した、地域における津波避難計画づくりや、三重県避難所運営マニュアル策定指針を活用した各避難所のマニュアルづくりの中で、要援護者の把握や対応を検討いたしますとともに、ボランティア、NPO等と連携をいたしまして、障がい者や高齢者の防災訓練への参画を促すことで、これらの対策の実効性を高めることにいたしております。

議員からも御指摘いただきました、いわゆる受け手側の受援力の関係でございますが、9月22日に議員にも出席いただきました、紀宝町で開催いたしましたみえ風水害対策の日シンポジウムにおいて基調講演を行っていただきました兵庫県立大学の室崎教授は、ボランティアが被災者に寄り添うと同時に、被災地がボランティアに寄り添うことが欠かせない、被災地の再建には、ボランティアの支援力とともに、被災地の受援力が欠かせないということである、この受援力の向上により、ボランティアの力が引き出され、被災地の復興がより迅速に進むことになると述べられております。まさに、今、議員から御紹介いただきましたことと同様なことを述べられております。

地域住民の中には、どのような支援をしてもらえるのか、このようなことまで頼んでいいのかといった戸惑いや不安があり、自らが声を上げられないということもあるかと思っておりますので、今、申しあげました計画に基づく取組を行いますとともに、関係部局と連携をし、ボランティア活動を受け入れる地域の受援力の向上についての啓発を行うことによりまして、要援護者や地域の受援力を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

[20番 中村欣一郎議員登壇]

○20番（中村欣一郎） 答弁ありがとうございます。

答弁の中に被災地という表現が多かったので、被災者というほうにもう少し重きを置いていただきたいというふうに思います。

三重県地域防災計画の、第2節の災害時要援護者対策のところ、災害時要援護者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求める、自らの安全を確保する、この一節を見ても、本人が協力を積極的に求める、これだけしか触れてないように読み取ったんですけども、これをもう少し大きく取り上げて啓発できるというかなというふうに思います。

これにちなんで、今年の春に退職された前の防災対策部長が書かれた『やるっきゃない！俺たち県庁防災対策部』という本がありますけれども、そちらもちょっと目を通したんですけども、その中にはエピソードとして、防災・減災対策検討会議の中で、NPO法人ピアサポートみえの松田さん、重度の脳性麻痺の方ですけども、その方の発言として、障がい者にとっての最大の自助は助けてと訴えることだとあります。この声を上げやすい環境、雰囲気づくりをぜひお願いしたいというふうに思います。

先ほど部長はMyまっぷランのことを言われておりましたけれども、例えば母子防災ノートとか、シルバー防災ノートみたいな、そういう要援護者と思われる団体とか層の方たちに特化したような冊子なりで、いざとなったときには、勝手に言うのではなくて、自分ができることはする、でもここから先はできないというようなときには、できないところは人に頼っていいんだということを、もう少し啓発するツールにされたらどうかなというふうに思います。

逃げよ、備えよというのは今まで十分やってきましたけれども、これからは、頼っていいんだよ、声を上げるんだということを言っていただければ、自分でやらなければいけないと1人で背負い込んだり、楽をすることに罪悪感を抱くということがないようにするのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。



続いて、モバイルファーマシーの導入についてお聞きいたします。

熊本地震では、モバイルファーマシーと呼ばれる災害対策医薬品供給車両、いわば小さな薬局が車になって、どこへでも移動できる車があるんですけども、それが日本で初めて活躍というか、現場で活動されたということです。

(パネルを示す) これは、たまたま先週の三重テレビの「とってもワクドキ！」で紹介されていた画面からとったんですけども、これは和歌山県のモバイルファーマシーという車なんですけれども、三重県薬剤師会から南阿蘇村にいた和歌山県の車のところへ行って活動されたということです。

始まりは、東日本大震災後に宮城県が一つつくったと。その後、和歌山県、大分県、広島県がつくって、鳥取県が全国で5番目として今年の6月に配備をされました。この熊本地震では、宮城県と鳥取県以外が熊本県に駆けつけて、和歌山県は南阿蘇村、大分県は益城町、そして広島県は嘉島町で活動されたようです。

三重県も、これまでの震災への対応の充実度からいけば、このような車があってもいいのではないかなというふうに思うのですが、導入の可能性はいかがでしょうか。

[伊藤 隆健康福祉部長登壇]

○健康福祉部長(伊藤 隆) モバイルファーマシーの導入について御質問をいただきました。

ちょっと重複いたしますけれども、モバイルファーマシーとは調剤機能を搭載した機動力のある災害対策医療品供給車両のこととございまして、東日本大震災においては、薬剤師や医薬品は全国からの支援等で何とか確保できたものの、調剤設備が確保できず、十分な活動ができなかった、そういう教訓を踏まえまして、宮城県薬剤師会が開発いたしまして、平成24年に全国で初めて導入されたというものでございます。

その機能でございますけれども、本車両はキャンピングカー内を改造いたしまして、調剤棚とか分包機、薬を分けて袋に入れる機械、それから、そういった調剤設備に加えまして、ポータブル発電機とか給水タンク等を搭載い

たしまして、電力や給水の途絶えた被災地でも自立的に調剤作業や医薬品の交付等を行うことができるというものでございます。

宮城県のほか、御紹介いただきましたけど、大分県、和歌山県、広島県、鳥取県の、各薬剤師会において順次導入されているということでございます。

モバイルファーマシーは、移動可能な調剤設備であるという利点をいたしまして、地震などの災害発生時においていち早く被災地における医療救護活動の支援を行うことができます。熊本地震においてそれが活用されたということは、議員が御紹介いただいたとおりでございます。

ここでは、DMATをはじめとした医療救護所等の医師が発行いたします処方箋に24時間応需いたしまして、被災者に対して薬を供給するなど、災害急性期から慢性期にかけて、避難所、巡回診療等において、医薬品や医療材料の供給を支援するだけでなく、先ほど三重県薬剤師会のことも御紹介いただきましたけれども、災害活動を行う薬剤師の情報収集等の拠点としても重要な役割を果たしたということでございます。

ただ、ちょっとつけ加えますと、これは建築物でない移動の車でございますので、法律に基づく薬局の許可を取得することはできないということで、平常時においては調剤業務等はできないと、そういうものでございます。

そのような中で、広島県、それからその後で導入した鳥取県につきましては、無菌調剤設備、クリーンベンチといいますけれども、これを備えたモバイルファーマシーを導入しております。

今後、在宅医療等を推進していく中では、在宅患者の中にはがん等の無菌調剤をした薬が必要な方が多数おみえになります。地域での薬局、薬剤師には、在宅医療を推進していく中では無菌調剤の需要への対応が求められているということで、広島県ではモバイルファーマシーを活用して薬剤師に対する研修を実施しているというふうに聞いております。

本県においても、薬剤師が在宅医療に対応できるよう、鈴鹿、津、松阪地域の各薬局に三重県薬剤師会が共同利用できる無菌調剤設備を設けるとともに、そこで必要な技術の向上のための研修を実施しているということでござ

いますけれども、本県で導入されれば、無菌調剤設備がない地域においても、このモバイルファーマシーを活用した研修が実施できるという利点があるということも考えております。

さらに、その研修会等での活用におきましては、在宅医療における薬剤師が果たす役割について、多職種の方に理解を深めていただくということにも寄与させることができる、そういう機能もあるのかなというふうに思っております。

近い将来において、南海トラフ地震のような大規模災害の発生が予想されております本県におきましても、薬剤師が災害時に期待される医療救護活動を行うためにはモバイルファーマシーというのは有効であり、その効果については私どもにつきましても十分認識しているということでございます。

三重県薬剤師会においてもこの導入について意向があるというふうに伺っております。県といたしましては、ここではここまでしか申し上げられませんが、導入に向けました支援の可能性について検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

[20番 中村欣一郎議員登壇]

○20番（中村欣一郎） ありがとうございます。

益城町へ行っていたモバイルファーマシーは、予震後に向こうへ行っていて、その後に本震に遭って、この車の中で休んでいた方と車の外の簡易ベッドで寝ていた人がベッドから滑り落ちたり転げ落ちたりして負傷して帰らざるを得なくなったということをおっしゃって、たまたま熊本のほうに寝泊まりしていた薬剤師1人がその後の業務を担って非常に活躍をしたけれども、すさまじい現場が想像されました。

それぞれの県に電話をして聞いたところ、やっぱりこういったものを所有するということが、ふだん使いでどれだけ効果のあることができるかなということが大事だということをおっしゃっていただきました。いろんな防災訓練であるとか健康フェアなんかで展示車として使うことが、向こうが語っていたこ

となんですけれども、多いところで年に20回ぐらいということをおっしゃっていました。三重県であれば、一昨年、昨年と大々的に県内各地を回る職業体験イベントの三重ジョブキッズキャラバンなどもありましたので、そういったところで子どもたちや高校生への薬剤師の仕事のPRなんかにも使えるのではないかなというふうに思いました。

そういったものだけの理由で導入するのは本当に大変なことではあるかと思いますが、前向きに検討されるということによりよろしくお願いいたしますというふうに思います。

続きまして、1問目の4番目、人生の節目に高台移転を啓発してはということをお聞きします。

四、五年前に、何のイベントだったかは覚えがないんですけれども、メッセージの最前列に座って見ました。なぜか青木議員が隣に座っていたことは覚えております。とても印象深かったので人に伝えたくてカメラにおさめたのがこの写真でございます。（パネルを示す）

人生の節目に高台移転を。これは、三重県防災・減災対策検討会議のメンバーでもいらっしゃいます名古屋大学の福和教授の講演の資料でございます、一番左から、大学で下宿、就職でアパート、結婚してマンション、そして夢のマイホームあるいは建てかえ、そして一番右が老いてのグループホーム。とてもわかりやすいですね。それぞれが人生の節目節目で高台へ転居していくと、約五、六十年たてば全ての高台移転、事前の集団移転みたいなことをイメージするわけなんですけれども、この考え方はすごいなというふうに思いました、特に行政から予算が発生するわけでもないのです。

その割には県の防災対策部とか県土整備部の仕事の中でこういう話は余り出てこないというふうに思っていて、お聞きしたいというふうに思います。この内容について、この高台への移転の資料ですけれども、どのようにお考えになれるか、お聞きします。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水谷優兆） それでは、私から、地震、津波の被害を軽減す

るまちづくりについてお答えをさせていただきます。

東日本大震災などを受け、発生が危惧される南海トラフ地震等の被害の軽減に向けた都市計画の基本的な考え方を示した三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針を、本年8月に策定しました。この指針では、地震・津波リスクの低い場所で市街地を形成することを基本的な考え方としております。

そこで、津波による浸水被害が想定される市街地については、津波被害のリスクを回避する方策として、市街地を高台へ移転することを提示しております。また、高台移転の実現性の判断手順についても示しておるところでございます。

しかし、地震、津波リスクのある市街地において、駅や庁舎、病院などの主要な施設の移転が現実的でないことも想定されます。浸水の範囲、深さを把握し、地震や津波などに対する構造強化を図った上で現状の土地利用を維持することも、選択肢として提示しております。

この指針の内容は、平成32年度に改定を予定している都市計画の基本的な方向性を示す都市計画区域マスタープランに反映することとしております。また、市町が策定する立地適正化計画や市町マスタープランにもその内容を反映していただくため、市町との個別協議や情報提供などの支援を行い、高台移転も選択肢の一つとした、地震、津波被害を軽減するまちづくりの実現につなげていきたいと考えております。

〔20番 中村欣一郎議員登壇〕

○20番（中村欣一郎） 防災対策部の三重県復興指針の中には、東北の3県ではこんなことがあったというエピソードが特記事項としてたくさん紹介された上で、復興指針の参考にされているかというふうに思います。

今、東北3県の沿岸部へ行くと、もう家を建てられないところ、制限されたところがいっぱいあるわけですね。この三重県の沿岸部も数年先にはそういうことが想定されるという中で、今、そういうことの啓発をしておかなくていいのかなと思ったのが私の質問の発端でして、わかっている人はもう既

に、浸水予測図とか、県から出される資料を見て、次、家を建てる時はもうここには建てないと思って建てかえた人も何人か、私も聞いております。

でも、そういうものを見ても何も気づかず、家はそこに建てる、そこからは余り引っ越さないという選択をされている方も随分おるように思うので、先ほど部長は選択肢の一つとしてというふうにおっしゃっていましたが、それでも、その辺をもう少し、その選択をした人が後悔しないためにも、こういったわかりやすい啓発をしていただければなというふうに思います。

この件は以上にいたしまして、最後の三重県の景観についてお聞きしたいと思えます。

27年前に、サンベルトリゾートフォーラムというのが紀伊長島の熊野灘レクリエーション都市孫太郎で行われました。私、関心がありまして、そのとき参加していたんです。そのときのイギリス出身のパネリストの人が言った言葉なんですけれども、緑の半島に白亜のホテルが建っているのを画面に映し出して、何ですか、この白い箱は、まるで病院みたいですね、こんなのがリゾートにあるんですかということ発言したのが今も耳に残っておりまして、ああ、欧米の人にはこんなふうに見えるんだというふうに思いました。

自分は、白くてコンクリートの直線的な建物というのは美しいものだという思い込みがあったんですけれども、きれいなものも場所によりけり、あるいは、ビューポイントというホテルの客室から見る景色はすばらしいかもしれないけれども、その客室すらも、建物すらも、入り江の対岸であるとか海の上から見たら、それも一つの景観の中に入る、見る側は見られる側でもあるのだということを感じさせられました。

余談ですけれども、リゾートフォーラムのことでついでに言うと、『ふるさと「虹（レインボー）」計画』という本が出されて、それに久しぶりに目を通したんですけれども、その中には松本企業庁長と西城戦略企画部長の名前が主事として出てくる、本当にずっと昔の話なんです。その中の一つ紹介をさせていただきますと、時の官房長官が田村通商産業大臣の御母堂の葬儀に参列する際に、三重サンベルトゾーンをヘリで2時間かけてつぶさに視察

したへりに同乗した県の企画監が、昭和62年4月に四極通商会議が志摩観光ホテルで開催され、大変好評だったことを説明するとともに、先進国7カ国首脳会議を当地で開催できないかと尋ねた、官房長官はしばらく黙った後、7カ国首脳会議は各国ともリゾート地で開催する傾向にある、日本だけが東京の迎賓館であるが、受け入れ体制が十分整えば、このような美しい景観とおいしい食事ができる地方で開催することも可能であると語ったとあります。

こんなことは執行部の皆さんにとっては周知の県の歴史かと思えますけれども、私にとっては、30年近く前のエピソードが今年になって実現して、それも当時の小淵官房長官の言葉どおりに伊勢志摩の景観と三重の食材で参加者を魅了してみせたことを思うと、私にはとても感慨深いものがあって、鳥肌が立つ思いがしております。

さて、質問ですけれども、景観法が制定されて十数年になります。美しい国づくり政策大綱を端緒に制定されまして、この名前からしても、この景観法で日本の景観はよくなる、景観の利益は主観的で数字にあらわせなかったものを、法の制定により客観的な価値を論ずることができるようになったという意味で、非常に皆さん、期待を抱いたと思うのですが、景観法が制定されてから三重県の景観はどう変わったとお考えになるかお聞かせください。

〔水谷優兆県土整備部長登壇〕

**○県土整備部長（水谷優兆）** 景観法に基づく取組についてお答えをさせていただきます。

本県では、景観法の基本理念を具体化し、良好な景観づくりを県内全域で展開していくため、景観づくりの目標や基本方針、景観計画区域内における行為の制限に関する基準等を明記した三重県景観計画を平成19年度に策定しました。

この計画では、建築物や工作物の新築、増築等が周辺景観に配慮したものとなるように、届出等を義務づけています。平成27年度末で、累計1716件の届出等がありました。これにより、景観を阻害する色彩の使用抑制等、景観への意識が高まっていると考えております。

また、良好な景観づくりを先導するため、例えば県道伊勢市停車場線の外宮前地区では、歴史的な町並みに配慮した道路施設の整備に取り組みました。地元からは、地区のブランドイメージが高まったという声もいただいております。

また、地域の特性を生かした景観計画を策定することが重要と考えており、景観行政の中心的な役割を担う市町が景観行政団体へ移行することの支援を行っております。その結果、伊勢市、志摩市などの9市が景観行政団体となっております。

良好な景観の形成に向けて、三重県景観計画に基づく規制、誘導等を引き続き行うとともに、市町の景観行政団体への移行に向けて、積極的に働きかけてまいります。

[20番 中村欣一郎議員登壇]

○20番（中村欣一郎） 私、常々思うんですけども、景観といったソフトと  
いうか、美的感覚とか感性に訴えるものを土木部門が所管していることにと  
ても矛盾を感じているところです。

景観法ができてみんなが期待した、一気に、悪景観というのか、悪い景観  
に歯どめがかかるとは思っていないかなというふうに思ったことが、一朝一夕にい  
くはずのものばかりではないわけなんですけれども、その辺が外れたかなと  
いうふうに思っております。

景観行政団体の御紹介もありましたけれども、9市のうち、伊勢市と志摩  
市をはじめというふうに伊勢市と志摩市だけ出されて、鳥羽市が入っていない  
ということ暗に言われたような気もするんですけども、たくさんの団  
体がとられると、より一層、景観行政もうまくいくのではないかということ  
もわかりました。

次の質問なんですけれども、三重県の景観の中でも伊勢志摩地域のことだ  
けに限った質問になりますが、伊勢志摩国立公園ナショナルパーク化に向け  
て、どのように景観の質を高めていくのかについてお聞きしたいというふう  
に思います。



(パネルを示す) これは、皆さんよく御存じの志摩市横山展望台からの眺望です。ちょっと見にくいですが、一番右のほうにあるのが志摩観光ホテルで、その横にあるのが賢島宝生苑、左にある市街地が鵜方駅の周辺になります。

伊勢志摩国立公園の元レンジャーの方から聞いた話なんですけれども、フランスの観光格付会社の人をここに案内した折に、その人はこうやって言ったそうです。あの看板は何ですか、なぜこんなものがこんなところに立っているんですかということをおっしゃったんです。

この市街地のあたりには、お店の上に大きな看板を乗せているのが幾つかあります。それは違反の看板ではないんですけれども、恐らく伊勢志摩サミットの会場から見て、志摩市はなだらかな丘がずっと続きますので、ずっと緑があって、その中にぽつんぽつんと店の看板が首を出している。ちょっと派手な色の看板が出ていたりするんですね。私はサミットが開催されるに当たってそういったものも直していくのかなというふうに期待をしておったんですけれども、それはできなかったわけですね。

片や一方、(パネルを示す) この写真なんですけれども、これは数年前に志摩市に進出してきたスーパーの様子なんですけれども、とても落ちついた色で、そして、建物の横にはみ出したり上に乗せたような看板がないんですね。これって、伊勢志摩国立公園の中に自分の企業があるということにとっても配慮しているのではないかなと。これは想像なんですけれども、こういった意識が地域にたくさん出てくれば、景観行政もというか、観光地の質もおのずと上がってくるというふうに思います。

そういった観点からして、今度の伊勢志摩国立公園ナショナルパーク化というのはそのような契機になるのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、そういった視点からも景観の質を高めていくのにどういうふうにやっていくのかということをお聞きしたいと思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長(吉仲繁樹) 伊勢志摩国立公園の景観の質の向上ということ

についてお答えいたします。

今、議員からも御紹介がありました。国立公園満喫プロジェクト、世界水準のナショナルパーク化に持っていくということで、特に環境省は、国立公園の大胆な利用の拡大はもとより、アクセスルートを含めた公園内の眺望の改善などを行うことで、国立公園が持つ自然の魅力を最大限に発揮するということを目指しています。

公園区域の96%を民有地が占め、多くの人々が暮らしているこの伊勢志摩国立公園において、人と自然が織りなす伊勢志摩ならではの景観をさらに磨き上げ次世代に引き継いでいくためには、地域の皆さんの理解と協力、一人ひとりの自主的な活動を粘り強く続けていくことが最も大切であると考えています。

9月11日に伊勢志摩国立公園地域協議会を設立しました。地域で活躍する様々な分野の皆さんから御意見をいただきながら、ナショナルパーク化に向けて、具体的な計画書であるステップアッププログラム2020を年内に策定することとしています。特にこのプログラムの策定に際しては、ビューポイント、いわゆる絶景ポイントでございますが、を中心に、景観計画などに基づいて景観の保全が着実に進められますよう、標識、看板デザイン等の統一、太陽光発電施設の設置に関する規制、ナショナルトラスト運動の展開などについて、様々な観点から検討していきたいというふうに考えています。

なお、こうした検討は、地域住民の皆さんや関係者の皆さんのほか、環境省、関係市町、県庁内部では県土整備部、観光局、そして農林水産部等、関係部局が十分に連携しながら実施していく必要があると考えています。

なお、こうしたものを実施するに当たっては、極めて粘り強く根気よく進めていく必要があるということ、あわせて考えているところであります。

今後は地域協議会が中心となって、世界に誇る伊勢志摩地域の自然の魅力を確実に保全、保護を図るとともに、非日常を体験できるツーリズムなどに活用をしていくことで、上質感あふれる景観や空間を形成し、国内外から大勢の観光客が訪れる、世界水準のナショナルパーク伊勢志摩としてブランド

化を進めてまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔20番 中村欣一郎議員登壇〕

○20番（中村欣一郎） 部長の答弁の中に観光局の話が出ましたので、観光局にはぜひ大きく、その中で発言をしていただきたいというふうに思います。

おとといの中川議員のインバウンドの質問の中で、観光局長、答弁されましたけれども、欧米市場、富裕層、海外MICEをターゲットにするために質を高める取組の推進として、ブランドづくりとか地域ストーリーづくり、連携、誘致、魅力のアピール、発信、交流、メディアの受け入れ、売り込み、営業活動、アプローチ、どこそこへの出展ばかりで、もともとあるいい観光地を高める取組というのがなかった、要素が全く欠落していたのが気になりました。

そのこのところは、同じ戦略の中の基盤づくりのほうで、県土整備部の景観まちづくり部門が担うべきものなのかもしれないんですけども、先ほども申しましたように県土整備部のほうは、インバウンドがどうか、欧米の富裕層がどんな景観を求めているかというのは、余り考える部署ではないような気がするんですね。それではいけないとは思いますが、そういうことにも配慮されているのかもしれませんが、やっぱりそこで大きく声を上げて、観光のためには、この地域の価値を上げるためにはこんなふうな景観が必要なんだということを観光局のほうから、誘致とか情報とかも大事ですけど、景観に対する口出しと言っては言葉が変ですけども、力を発揮していただくようお願いしたいというふうに思います。

単なる保全ではなくて、より一層の品格のある伊勢志摩国立公園づくりに向けて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時0分開議

開 議

○副議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。10番 田中智也議員。

〔10番 田中智也議員登壇・拍手〕

○10番（田中智也） 皆さん、こんにちは。お昼からの一般質問一発目ということで、議員各位から眠くならないように明るく元気にやってくれといういうリクエストをいただきましたので、頑張って1時間おつき合いをいただきましたというふうに思います。

四日市市選出、新政みえ所属の田中智也でございます。本日、一般質問の機会をお与えいただきました。先ほど中村欣一郎議員のほうから、2年続けて防災県土整備企業常任委員会に所属していたのでなかなか防災について聞けなかったというお話がありましたけれども、私も戦略企画雇用経済常任委員会に2年続けて所属させていただいた関係で、雇用経済部関係とか結構聞きたいことがあったんですけどずっとためておりましたので、時あたかも伊勢志摩サミットが終わって、これからの三重県についてぜひ聞いてみたいということで今回質問を起こさせていただきました。

あと、以前から何回か取り上げさせていただいております三重県子ども心身発達医療センターについて、それから、三つ目がアルコール健康障害対策推進計画、この辺のところも、これからの三重県にとってぜひ必要な政策、施策の展開をお願いしたいという思いから質問をさせていただこうというふうに思います。

それでは、通告の順番に従って質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、伊勢志摩サミット後のこれからの三重県というふうに題させていただきました。

本当に大成功に終わって、私も志摩市の出身なものですから、実家の父母もサミットが近づくとつれ、まちを自転車で、または徒歩で回る警備の警察官の方が多くなってきたということで、私らも緊張するわというふうに母親が言っていました。そんな中でも、やはり警察官の方とのふれあい、ほかの県の警察の方にはたくさんお越しいただいて、しっかりと見回りをしていただいている、テロ対策だとか様々なことはあろうかと思うんですけれども、全国各地の警察官の方々の地域住民の方への寄り添い方というか、そういうところについては本当に温かい接し方をさせていただいたなというふうに、私は四日市市に住んでいましたけれども、志摩の現地でそんなお声がいただけました。

そうすると、逆に裏返して言うと地域住民の方々も、やはりサミットだ、全国から注目を浴びるということで、先日知事の決意の中でも触れていただいた誇り、プライドを持って、おもてなしではないかもわからないけれども、よう来てくれたなという三重県流の気質で接していただいたのではないかなと、そんなふうに思ったところであります。

先ほど9月26日に私どもの会派の代表の三谷議員の質問に、ポストサミットに向けての決意ということで知事のほうからいただきました。持続的に発展する三重県の未来へつなげていく、三重県が進化していくために大事なこと5点ということで、プライドを持って、それに基づく県民のイノベーション、革新によって発展していく地域ですとか、認知度の向上を生かして、居住地であるとか観光地であるとか、様々な面で世界中から選ばれる地域となっていくこと、それと、国際観光競争力を高めていくためにMICE誘致とか国際リゾートとして日本やアジアをリードしていくんだと、あと、うれしいなと思ったのは、やはり若い人たち、次世代のグローバルリーダーの育成ということです。5点目で、伝統を守っていく地域の中心となっていくと

というような、その5点にわたる決意を述べていただいたところです。

このことによって私も期待するというか、主体的に自分も行動しようと思えますけれども、伊勢志摩サミットが終わって10年後20年後に、やはり三重県は変わったんだなという実感をしていただける、そんな県に発展をさせていきたいなというふうには私自身も思っているところです。

そんな中で、小項目のレガシーをどう活用していくのかというところであります。

当局の説明からいきますと、レガシーの項目はたくさんあります。知名度の向上でありますとか、国際会議自体の成果でありますとか、地域の総合力の向上などなどありました。地域の総合力の向上のところ、私は今回、外国語案内ボランティアの部分にちょっと焦点を当てて、今後の御活用について県当局のお考え方をお伺いしたいと思っています。

サミットのときに外国語案内ボランティアを募ったところ、1003名の応募者がありました。そんな中で、当初200名程度の定員ということでしたがけれども、採用を100名、枠を増やしていただいて、私も当時、委員会の中でもっと採用するべきだという意見は言わせていただいたところですがけれども、300名に増やしていただいて、女性が225名、男性75名、女性のほうが多かったわけですがけれども、300名のうち261名が県内の方ということで、非常にありがたいなと。

当初は、こういう外国語案内ボランティアに、三重県の県民性としてしっかり手を挙げていただけるのかななんてちょっと不安に思ったところが実はあります。ところが、募集が始まったと同時に何件か連絡をいただきました。私、英語とフランス語が得意なんやけれども、ぜひ採用してもらえませんか、ついては口をきいてもらえませんかみたいな、そんな御要望もあって、いや、それはちょっと無理ですけど、応募していただくための手続等についてはまた御連絡させていただきますということでお話をしたり、また、私どもの年齢ですと子どもたちが大体大学生ぐらいになっておる、大学を休学してもいいからもっと英語の勉強をしたいということで、留学をして

英語を身につけてもっと実践的に活用したい、だから、もしサミットにかかわることで学校を休まねばならんのやったら休学もさせてもいいとかしたいというぐらい、そんな意気込みで応募するんだ、うちの娘はみたいな同級生からの話もありました。

三重県、捨てたものじゃないなんて、ちょっと失礼な言い方になりますけれども、私はもっとおとなしい感じを受けているものですから、自分自身がおとなしい三重県民ですからそんな感じに思っていたんですけど、そんなに応募があったと。

そうやってモチベーションが上がってサミットが大成功に終わって、外国の記者の方、またはいろんな政府の代表の方、関係者の方にも一定喜んでいただけたのではないかなというところです。

じゃ、彼らをこのレガシーとしてどう活用していく、活用すると言うと大変失礼な言い方になるかもわかりませんが、ぜひしていくべきだというふうに思いますし、現時点で三重県として、外国語案内ボランティアで御活躍いただいた方々、大切な人材について、今後どのように活用を考えているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

〔村上 亘雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長登壇〕

**○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（村上 亘）** 伊勢志摩サミットで御活躍をいただきました外国語案内ボランティアの皆さんをもっと活用したらどうかというお尋ねでございます。

御活躍をいただきました277名の外国語案内ボランティアの皆さんには、伊勢志摩サミットの開催に際しまして、三重県を訪れる海外の報道関係者の方々をおもてなしの心で歓迎していただき、すぐれた語学力と高い熱意で、国際メディアセンターやインフォメーションセンター、主要な駅などで御活躍をいただきました。

伊勢志摩サミットの開催で世界中から三重県に注目が集まっている中、三重県を訪れる外国人旅行者も増加の一途をたどっております。また、現在県では、MICE誘致やインバウンドなどのポストサミットの取組を進めてい

るところでございます。

サミットにかかわられた外国語案内ボランティアの方々には、サミットのレガシーであるその経験と語学力を大いに活用していただきまして、ポストサミットの取組などにもぜひ御協力をいただきたいというふうに思っております。

サミット閉幕後の6月11日に、外国語案内ボランティアの解散式を行いました。ボランティアの代表の方の挨拶では、一人ひとりの自主的な行動がおもてなしにつながったとおっしゃっていただきました。そして、次の機会に備えたいというふうにもおっしゃっていただきました。そして、このときに、今後も御活躍いただくためのボランティア制度などを、ボランティアの皆さんに御紹介させていただいたところでございます。

具体的には、公益財団法人三重県国際交流財団が運営しますボランティアの登録制度でございます通訳・翻訳パートナーや、熊野古道語り部友の会などでございます。

通訳・翻訳パートナーは、登録いただくことで、観光関係事業者や国際会議等の主催者などの外国語ボランティアのニーズに応える仕組みとして、本年4月からスタートした観光ボランティア通訳派遣制度によりまして、観光業務やレセプション等の会議開催支援業務で通訳として御活躍をしていただけるといふものでございます。

また、熊野古道語り部友の会など、県内には観光ボランティア団体が50ほどございます。それらの団体におきましても、近年は外国語ができる人材の需要が高まっているところでございます。

確認させていただきましたところ、サミットの外国語案内ボランティアに応募いただいた方のうち、通訳・翻訳パートナーに登録をされた方もおられまして、また、県が財団に事業を委託している医療通訳育成研修を受講いただいている方もおられるというふうに聞いております。

外国語案内ボランティアとしてサミットで活躍いただきました方々が、この機を逃さずアクティブ・シチズンとしてさらにポストサミットのステージ



などでも御活躍の場を広げていただけるよう関係部局等とも連携協力しながら取組を進めてまいります。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） ありがとうございます。村上伊勢志摩サミット推進局長、初の御登壇でやや緊張しておられる感じが伝わってまいりまして、私もその緊張が今うつって緊張しております。

登録していただく制度があるということでお答えをいただいたんですけども、ちなみに、300名の採用のところ277名が、当日はとというか、期間中活動いただいたということなんですけれども、うち御登録いただいている方というのは何名ぐらいおみえになりますか。

○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（村上 亘） 一番新しい数字でございますが、実は277名の方だけではなくて、御応募いただきました1003の方に御案内を申し上げます。ただ、新規に通訳・翻訳パートナーに登録をいただいた方は22人ということでございます。それと、このほかに医療通訳育成研修を受講された方が2名みえるというふうに聞いてございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 応募いただいた全員の方にお声がけをして22名というのは、正直ちょっと少ないなというのが感想であります。

当時、1000名を超える方の応募、そのときの熱意というのが、ちょっと機会がないからとか、どういう仕事になるのかなとか、または先ほど私が御紹介した同級生の子どもの場合なんかですと、学生ですから本業の学業のほうがあるとか、そういう関係だとは思うんですけども、ただ、潜在的にそういう方たちがたくさんいるんだということが今回の伊勢志摩サミットでわかったわけですから、これからどんどんそういう機会を、環境を県としてもしっかりとつくっていただきたい。

観光面についてやっていくのが一番いいんだと思いますし、もちろんこれまでも国際交流財団のほうでは多文化共生などの分野で外国語案内ボラン

ティアの方に御活躍いただいていますけれども、これから三重県として観光をしっかりとした産業化していくときの大事なプレーヤーとして御活用をぜひいただきたいと思います。

それで、次の項目に少し流れていくんですけども、伊勢志摩サミットに係る経済効果についてです。経済効果全体で最終の試算が出ました。これについては、先ほど申し上げたとおり三谷議員のほうから一般質問で触れていただいたので、私は国際会議の部分に少し焦点を当てたいと思っています。

サミット開催前に、百五経済研究所の試算、結構大きな額がどんと出たものですから私どもとしてもお一つと思ったんですけども、まあまあ、しかしながらやっぱり経済効果はあるんだろうなと思って見ていました。当時、百五経済研究所の試算でいきますと、この国際会議部分は約37億円という大きな試算でした。ところが、先ほど公表いただいた最終県のポストサミットの国際会議の開催件数の増加による経済効果の試算は約4億円ということで、ちょっとあれっというのが正直な感想であります。手がたくいったのかなというような気もしますし、当然、国際会議場など、いわゆる箱というものがない三重県ですから、開催件数も規模もそんなにできないだろうという中で試算だとは思いますが、このあたりについては以前から、当時所属していた戦略企画雇用経済常任委員会のほうでお話を伺いますと、ユニークベニューとあって、お寺とかそういうところでやったりとかということもあるので、そういう面で攻めていきたいんだというようにお答えがあったと思うんですけども、この約4億円の試算の、改めて中身についてお伺いしたいと思います。お願いします。

〔村上 亘雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長登壇〕

**○雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長（村上 亘）** ポストサミットのうちの国際会議の開催件数の増加による経済効果の算出の考え方についてのお尋ねでございます。

国際会議の開催件数の増加による経済効果の算定に当たりましては、今年度新たにスタートいたしました三重県観光振興基本計画の目標値に基づきま

して、国際会議開催件数の増加を、平成28年から5年間の累計で20件と想定し、また、県内で平成10年以降の国際会議開催実績平均値から、会議の規模を1回当たり230人、開催日数を3日間と想定いたしました。これらの前提条件によりまして、観光庁のMICE開催による地域別経済波及効果測定のための簡易測定モデルを用いて算出しました結果、国際会議の開催件数の増加によるポストサミットの経済効果は、平成28年から5年間の累計で約4億円となったものでございます。

百五経済研究所との差につきましては、前提条件、1回当たりの規模でございませうとか、それから開催回数、これが大幅に違っておりまして、これが大きな差の要因になってございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 1回当たり約230人で3日間ということで、累計が約4億円という御答弁でした。百五経済研究所と回数が違うとか規模が違うとかというお話でしたけれども、百五経済研究所のレポートによると、確かに三重県としては大きな規模のものは無理だろうということがその中でも触れられています。ただ、奈良県などでも頑張っているから、これから頑張りがあがるんじゃないかというような期待感を込めた記述だったというふうに思うんですけども、ぜひそこをこれから頑張ってもらいたい。国際会議で、先ほど取り上げた外国語案内ボランティアの方々が様々なおもてなしをしていただくことで、県民としての総合力というのは、もっとも増えていくんだろうと思いますし、外国語案内ボランティアにかかわる県民だけではなく、駅で働く人だとか、飲食店をやる方々とかの外国人への対応能力というか、そういうものも上がっていくんでしょうし、国際化していく三重県というものをぜひ念頭に頑張ってもらいたいというふうに思います。

ちょっと残念なのは、確かに沖縄や北海道洞爺湖の場合は、サミット開催直後に閣議決定がなされて、国際会議等各種会議の、沖縄県であるとか北海道での開催についてということで、国全体としてサミット開催地に国際会議をできるだけ誘致しようという働きかけがあったというふうに聞いていまし

て、当初そういうことも期待していたんですけれども、なかなか今回のことはそうならないということのようです。

ただ、一方で外務省のほうには、世界最高峰の国際会議であるG7サミットを開催したという実績をベースに、ぜひ県としても国に対して働きかけは引き続きやっていただきたいと、そんな思いであります。場所がないやないかみたいな話になったときは、そこは知恵の出し合いでユニークベニューだというふうに思います。

ユニークベニューという言葉、余りなじみがないので少しだけ紹介をさせていただきますと、もともとの意味は、特別な会場、特別な場所という意味で、美術館、博物館、歴史的建造物、文化施設などで会議やレセプションを開くことによって、特別感でありますとか地域特性、その場所の醸し出す情緒、そういうものを感じていただきながら会議をしていただく、また、イベントをしていただくということであります。

博物館、美術館でやるとすれば、そこは来館者の方がお見えになりますし、営業を阻害することになってはだめなので、閉館してからということの配慮でありますとか、本来、非常に文化的価値の高い歴史的建造物なんかですと、そこに机を、椅子を入れることで床の養生は大丈夫かだとか、様々な配慮が要ってこようかと思えます。

ただ、そこは、新しいものを建てるというよりは、コストとしてはそんなにかからない部分でありますし、一般社団法人三重県建築士会でも県と県教育委員会にも後ろ盾の後援をさせていただいて、歴史的建造物の保全・活用に係る専門家育成養成講習会というのが定期的に開催されているようです。だから、ユニークベニューを見据えたこういう講習会を、建築士会と連携をしながらやっていって環境を整えていくという取組は、ぜひこれからお願いしたいなど、そんなふうに思うところです。

そういう観点で県内の歴史的な建物をちょっと見てみると、桑名市の六華苑ですとか、伊勢市二見町の賓日館という旅館ですとか、名張市の名張藤堂家邸跡とかがありますし、あと、神社仏閣でという発想もあろうかと思って、

行ってよかった日本の神社仏閣ランキングというサイトがあり、見てみましたら、当然1位は何年か連続で伊勢神宮です。

そのあと、このランキング、私が見たサイトでは30位までだったもので、30位以内にずっと目を下へおろしていくとなかなか三重県はない。ところが、30番目によくありました、椿大神社、鈴鹿市の。これは決して私だから言うわけではありません。トリップアドバイザーというところが出したランキングですので、客観的に出しています。

これも、ネット上に様々な口コミを書いていたいたりとか投稿していただく、そういうものを、その件数をずっと集めて、いわゆるビッグデータで、独自のアルゴリズムで解析をしてランキングを決めていますので、ある程度ネットの中での評価としては客観的な数値です。そういうところでやったらどうかなというふうに思いますし、比叡山延暦寺でもコンサートがあります。幻想的な空間がつけられて、毎年行われているということで、大阪にいる友人から一度来たらどうやって誘っていただいて、次の機会に何とか行ってみたいなんて思っていますし、高野山でも、MISIAさんかな、彼女が平和を祈りながらやるライブがあって、非常に人気を博しているということでもあります。伊勢神宮はなかなか難しいのかもわかりませんが、そういうイベントは。ただ、椿大神社をはじめとするほかのところとか、いろんなお寺へ働きかけとかをしていきながら、国際会議だけではないMICEというものを、県内でぜひとも開催件数を増やしていただきたい、そんな思いであります。

それで、次の項目へ行かせていただきたいと思います。

多くの人を呼び込むためにということで、ちょっと抽象的な表現なので何のこっちゃと思われる方も多いかと思いますが、これも我が会派の藤田宜三議員が先般の一般質問の中で触れていたいただいたDMOの関係であります。日本版DMOということで、観光庁が進めている取組に対して、伊勢志摩サミット直後のこの三重県だからこそどういうふうにやっていくのかということとは非常に大切な時期だというふうに思っております。日本版DMO、何そ

れというところもあるんですけども、まずは多様な関係者の合意形成が要るということですが、これまでそれぞれの地域の観光協会を中心として、連携して活動していただいている多様な関係者が合意形成するというのは、地域DMOというのは形成についてはたやすいのかなというふうには思うんですけども、やはり全県でネットワーク化していく全県的なDMOについては大変ではないかなと思っているところもあります。平成29年度中にはというお答えをいただいたところでもありますけれども、全県的なDMOについて私の考えとしては、伊勢神宮はもちろん有名で、鈴鹿サーキットもすごく有名で、世界的に知名度の高い、食べ物でいけば赤福だとか松阪牛だとか、そういうものは、非常に日本各地でも認知度が高いけれども、それが三重県にあるということはやっぱり知られていない。忍者もしかりと。そこら辺を三重県観光キャンペーンの中で、「実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」という形でやってはいただいたんですけども、まだ三重県全体のブランド力としては高まりを見せていないというのが正直な、私の率直な感想でありまして、広域連携のあり方とか、そのあたりについて県としてどうやっていくのかについて少しお答えをいただければと思います。

〔水島 徹雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（水島 徹） DMOについてのお尋ねでございます。

特に全県的なDMOについてということでございまして、御承知のように県内では4団体が既に登録をされているところでございますが、本年8月末時点なんですけれども、全国では地域DMOが52団体ございます。それから、地域連携DMO、これが45団体、それから、広域連携DMOが4団体の合計101団体が日本版DMOの候補法人として登録されておるところでございます。

全県的なDMOというのは、今申し上げた中の地域連携DMO、こちらの45団体の中に入っております、県域のものがそのうち15団体できております。

本県につきましては、御紹介いただきましたように、平成29年度中の登録を目指して現在検討を進めているというところでございます。当然、地域

DMOと全県的なDMOというのは役割が異なってまいります。お互いにそれぞれ自立をしていかなきゃいけないので、お互いの食い合いになってしまうというのではあきませんので、地域DMOと全県的なDMOが並び立つ、お互いに補完し合うというところで、こういったところが全県的なDMOに求められるかという、こういったあたりを検討しているところでございます。

進めるに当たりましては、他県の例とか、それから、世界的にはそれぞれ本当に自立をしてしっかり運営をされているDMOがございますので、そういったところなんかの事例も十分勉強させていただきながら、全県的なDMOのあり方については検討を進めていきたい、このように考えております。

以上です。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） ありがとうございます。

全県的なDMOの役割が地域とは違うよという御紹介をいただきましたけれども、私もそこはきちっと役割分担をしていきながら、ただ、世界的には自立したDMOがたくさんあるとおっしゃっていただきました。スイスのツェルマットでありますとか、私も調査で行かせていただいてみて、何とすごい地域かなと。まちに飾る花の色も自分たちで自らが決める、プロデュースをしていきながら、観光経営というよりは、もう本当に地域経営だなというふうに思っています。

今回、日本版DMOという言い方になっています。ややもすると、今までの観光協会とか、何とかコンベンションと何が違うのかというところに陥ってしまうのではないかなと若干危惧をしておるところでありまして、恐らく、これから国も様々な補助メニューだとかそういうものを設定いただいて、この登録をしてあればこういうメニューを使いやすいということになっていくんだろうと思うんです。条件になってくるといことになろうかと思うんですけれども、予算がいつまでもその面に振り分けられるかという、財政状況が厳しい折ですから、そう長期間にわたってということにはなり得ない

かなというふうに思っています。金の切れ目が縁の切れ目という言葉がありますけれども、そうやってみんながしっかりやろう、地域でやろうとやっても、やっぱり財源というか、手当てがあったから、そこをネットワーク化していこうといっても、そこのお金があったからということになってしまわないかと。つまり、それぞれのDMOが自立していくことを県行政としても念頭に置きながら仕掛けをしていくべきではないかなというのが私が思うところです。

鳥羽市観光協会の方とこの夏に、会派の団体懇談会の中で商工会の方とお話をする機会がありまして、やはりDMOではなくてDMCだと、やはり経営をしていく、もうかっていくふうにしていかないとだめなんだ、私らはそこまで思っているとおっしゃっていました。でも、そこをつくっていくのがやはり大変で、このあたりを県として念頭に置いてやっていくべきかと思うんですけれども、観光局としてはそのあたりについて御所見はいかがでしょう。

**○雇用経済部観光局長（水島 徹）** DMOに取り組むということで、県の見解をとということでございます。

そのとおりでございまして、DMOということで、スタートに当たっては行政の関与ということもあって、その中には財政的な支援も含めて立ち上げていくということでございますけれども、それは当然、自立をしていただくという前提で、設立当初、安定するまでの間御支援するということでございますので、やはりDMOとして機能していくためには、財源をしっかり確保するという、これはもう一番ベースになるところ、これがなければ何もできないということでございますので、そのところはしっかりやらなければいけないところでございます。

現に国内においても、例えば物産観光を兼ねたような施設を運営しながら、そちらの収益でDMO的な役割を果たしているようなところとか、例えば道の駅を運営しながらとか、そういうことで自主財源を確保するための努力をされている団体というのは幾つもございます。ですので、これからDMOを



やっていく中では、そういう収益源の確保ということをどこに求めるか、それを安定的に確保できるようなところをどこに求めるかというところをしっかりと議論していきたいと思っております。

私どももこれまで地域DMOにつきましては、設立までいろいろ御支援もさせていただきましたけれども、登録された後も、運営とかいう部分についても可能な限りいろいろ御相談させていただいたりして、一刻も早く自立していただけるようにできる限りの支援はしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也）　そういう形をお願いします。何かいっときのはやりものみたいな感じでこの観光振興が終わっていかないよというのが非常に思いとしてあります。私も今回、国立公園指定70周年を迎える伊勢志摩国立公園で生まれ育った者として、私たちが子どものころは、観光バスがたくさん来て、お土産物屋にもたくさんお客さんがいたりとか、親戚の干物屋にもわんさか人が来ていたという光景がずっと脳裏についているんですけど、今、久しぶりに訪れるとその姿たるやという状況がやっぱりあります、特に平日なんかは。だから、持続的にというところを、何とかみんなが行政も含めて知恵を絞って考えていかないとだめな時期なのかな、それがアクティブ・シチズンというところにつながっていくのかもわかりませんが、伊勢志摩サミットの後だからこそ、三重県が変わってきた一つの象徴的なものとして、観光については取組を進めていただきたい、そんな思いであります。

ユニークベニューのところでもいろんなところを、地域の特性、情緒を感じさせるということで言いました。伊勢志摩国立公園指定70周年です。様々な取組をしていただきますけれども、あそこで何か、外だとなかなか難しいかもわかりませんが、何か仕組みをつくって会議をやるとか、そういうこともいいのではないかなと。あの風景を見ながら何かやる、何かやるというしか私の発想が今ないものですから大変恐縮ですけども、そんなふうにしていただけたらなというふうに思います。DMO絡みでいくと、新たな発

想でいきますと、三重県全県的なDMOとか地域DMO、県内にいいのがありますよということだけではなく、遠く離れた県との連携、地域との連携ということも、広域連携DMOまで組成するかは別として、働きかけが必要なのではないかなというふうに思っているところです。

現在、財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構の中に三重県が入っているというふうに伺っていますけれども、テーマ性、ストーリー性、このあたりを軸に広域で連携をしていく、例えばですよ、伊勢神宮が、三重県、有名であれば、島根県の出雲大社と連携をした観光の取組を進めるだとか、みえ食旅パスポートをやっていただいて、松阪牛、おいしいよね、じゃ、日本の有名な和牛、神戸牛、近江牛、米沢牛、このあたりとの連携、今回は三重県に来たけど、次は山形県に行って米沢牛を食べるんだとかと、そういうプロデュースの仕方とか、そういう発想で取組をしていけたらなというふうに、これは個人的なとんでもない発想かも知れませんが、お聞きいただいて、少し取り入れていただけたらなということで、伊勢志摩サミットについては終わりたいと思っています。

最後に、この1番目の項目の中で思っていますのは、観光のところでも言いました。寂れていくということがやはりいけないことだと思いますし、今回の言葉尻を捉えて言うわけじゃないけど、レガシーという言葉、いい言葉だし、東京オリンピックなんかもレガシーという言葉を使っていますけれども、IT用語でいきますと、レガシーシステムとかレガシーアプリケーションなんていうと、非常に高額で導入するときにお金がかかったんだけど、古臭くてちょっと使いづらいなみたいな、負の遺産みたいなイメージもあります。伊勢志摩サミットが終わって、県民の方にお話を聞いていますと、四日市市内中心ですけれども、その効果は実感されていないんですが、そのまま何となく終わって行って、悪い意味でのレガシーになっていかないように、そこはしっかりと取り組むべきではないかなと。

それは、我々県議会としても同じだと思うんです。このことで培ったものや育んだものをしっかりと伸ばしていく、そういう取組に注力していくべき

ではないかなというふうに思うところでありまして、私の思いを述べさせていただきますところでは、

それでは、2番目の項目、三重県立子ども心身発達医療センターについてというところに行かせていただきたいと思います。

こちらのセンターについては、早いものでもう来年の6月にオープンということでありまして、私が初当選した年にそういう構想が動き出して、一番最初の一般質問で、県立小児心療センターあすなろ学園と県立草の実リハビリテーションセンターの今後の統合に向けてどうしていくのかということをお聞きさせていただいたところでは、それがいよいよ形になって動き出すということで、残るところ半年ということになりますので、どんな状況かについてお答えをいただきたいと思います。

〔岡村昌和健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 三重県立子ども心身発達医療センターの整備状況につきましてお尋ねいただきましたのでお答えしたいと思います。

三重県立子ども心身発達医療センターにつきましては、先ほど御指摘がありましたとおり、平成29年6月の開設に向け、今、鋭意準備を進めているところでございます。具体的には平成29年3月に完成ということで建築工事を進めており、おおむね本体が完成しております。現在、外装と内装工事を行っているところでございます。また、建築工事の完成後は機器整備等を行いまして、平成29年6月に開設を予定しているところでございます。

以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） 箱というか、外側は平成29年3月完成ということでありまして、今、中身というか、ソフト面についてもいろいろ組織を変えていって、どうしていくかについてある程度議論はされてだんだん形になりつつあるというふうに伺っています。

そんな中で、以前からもお話をさせていただいています地域への支援、発

達に課題のある子どもたちに、早期に介入というか、アプローチしていくことの大切さというのがやはりあると思っています。そのあたりの機能を今も十分やっただいていますし、各市町の職員に対して御理解、専門的な知識を得ていただくために派遣を受け入れて、あすなる学園を中心にやっただいているということでもありますけれども、そのあたりについてもさらに機能を高めていくべきではないかというふうに思っているんですが、草の実リハビリテーションセンターとも一緒になります。そのあたりについても中身を教えていただければと。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 地域支援につきましては、発達障がいや肢体不自由、難聴といった障がいのある子どもや、障がいとは言えないまでも発達に課題のある子どもが、身近な地域におきまして、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れることなく行われ、健やかに成長できると体制づくりが必要というふうに考えております。

そのため県におきましては、新たに整備いたします三重県立子ども心身発達医療センターと、併設いたします県立かがやき特別支援学校、また、隣接いたします国立病院機構三重病院が連携し、地域の関係機関に対しまして、専門性の高い医療、福祉、そして教育が連携した支援を行っていききたいというふうに考えております。

具体的には、県では市町に対しまして、保健、福祉、教育の機能が連携した総合支援窓口の設置等を働きかけるとともに、その窓口を担う専門的な人材をみえ発達障がい支援システムアドバイザーということで育成するために、市町職員を長期研修生として受け入れましたり、あるいは巡回指導により技術的支援を行うなど、専門的な観点から市町を支援いたしまして、市町と連携した発達支援体制を構築していくこととしておるところでございます。

また、研修会や情報交換会を開催することによりまして、地域の医療機関や福祉施設、事業者等の関係機関との連携を進めまして、それぞれの役割分担にもよりまして、身近な地域で診療や療育が受けられるよう、ネットワークの構築を進めていきたいというふうに考えております。

また、県民の皆様に対しましては、受診できる医療機関を県ホームページ等によりまして情報提供を行い、身近な地域での受診につなげていきたいと考えております。

さらに、三重県立子ども心身発達医療センターの開設後につきましては、このような考え方のもと、先ほど御指摘がありましたようにあすなろ学園や草の実リハビリテーションセンターが一体となりますので、これまで個別に行ってきました人材育成等の活動を一体となっていくことによりまして、市町への指導内容を充実させるとともに、専門性のさらなる充実に向けた職員の配置を行うなど、地域支援部門の強化を検討いたしまして、市町や関係機関と連携した、途切れのない支援体制につなげていきたいというふうに考えております。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） ありがとうございます。これまでの取組を踏襲いただくとともにさらに進めていくということで力強い御答弁をいただいたので、非常に期待をしております。

専門的な知識を持って各市町へ帰っていただいたアドバイザーが、残念ながら中には違う部署への異動があったりという現状も若干聞いておまして、できればこれは全県的にそういう機運を醸成していかねばならんのだというふうには思いますけれども、それはそれぞれの自治体で人事上の事情とか様々なことがあろうかと思っておりますので、絶対というふうには難しいとは思いますが、ただ、発達に課題があったり問題のある子どもたちに早期に介入していく、一番身近なところで気づいて、その保護者の方たちの育てにくさというところとかいう部分について寄り添っていくという行政支援というのは必要なのではないかなというふうに思っています。

これはこの後の3番目の項目のアルコール関連の問題のところにも通じるところなんですけれども、児童虐待の認知件数の中で、発達に障がいのある子どもに対する虐待事例がかなりの確率であるというふうに聞いたことがあります。このことについて、少し学者の論文を見せていただいて、はっと頭

を打たれた思いをしました。

というのは、発達障がいがあるから児童虐待になっているんだという、そういう線形な思考ではなくて、発達障がいがあっても虐待の起こっていない家庭というのはたくさんあるわけですよね。

虐待というほうから発達障がいを見ていくと、その中に割合が大きいからこれをつなげてしまいがちですけども、決してそうではないんだと。発達障がいがありながら、育てにくさを感じながら、しっかりとやっておられる親御さんであったり御家族の方たちがいるわけで、そういう中で育ってきた子どもたちが社会にしっかり適応していくという、そういう事例を、あすなる学園なり、これから三重県立子ども心身発達医療センターとしては、臨床的なデータなりノウハウを蓄積していくわけですよね。

じゃ、一方で、児童相談所が対応する虐待かもしれないというような事例のときに、保護者の方へ児童相談所職員が対応していくときに、それらのノウハウを、信頼関係が構築できればという前提ですけども、連携できて、そういう御家族の方に何かしらを伝えることができれば、私は、児童虐待の未然防止なり、重大化していくことが防げるのではないかなというふうに思っています。

ですから、今後、健康福祉部子ども・家庭局として、そういう部門の連携、そこは全然違うじゃないかと思われるかもわからない、だけど、その背景にある、根っこにある部分というのは共通していますから、表裏一体だと私は思っていますので、そこを連携していくことをぜひ今後御検討いただきたいというふうに思います。県庁の組織をかえることになると思うので、もしやるとすればそんな一朝一夕にできるとは思いませんけれども、そのあたりは現場の方の意見を聞いていただきながら、それはできるかもしれん、本庁の機能として調整役に入ったほうがええかもしれんということであれば、ぜひ御検討いただきたいなど、そんなふうに思うところであります。

あんまり時間もなくなってまいりましたので、ちょっと思いだけ述べてこの項を終わらせていただきたいというふうに思います。

続きまして、アルコール健康障害対策推進計画についてということであり  
ます。

これも2年前に、国でアルコール健康障害対策基本法という法律が制定を  
されたということを受けて、地域で計画を立てたらどうですかみたいな質問  
をさせていただきました。平成25年12月に同法が制定されました。その前に、  
さかのぼること平成22年に、WHOがアルコールの有害な使用を低減するた  
めの世界戦略というのを決議いたしました。そのことを受けて、日本アル  
コール関連問題学会、日本アルコール・薬物医学会、日本アルコール精神医  
学会、この精神医学会のほうは、今、日本依存神経精神科学会ということに  
なっていますけれども、この三つの学会が連携、協働して様々な動きをとら  
れて、全日本断酒連盟のほうが、超党派で構成する国会議員の方、アルコー  
ル問題議員連盟へ働きかけをして法の制定に至ったわけですがけれども、私も  
アルコールをいただきます。一応言うておかんかね。いただきますけれども、  
アルコールが持つよさもあれば恐ろしさもありますし、そのことで非常に苦  
しんでいる方もおみえになるということを、いろんな断酒会の方のお話とか  
を聞いて、少なからず自分の腹に落としたところでもあります。以前の調査で  
すけれども、アルコールの飲み過ぎによる社会的損失は年間4兆円を超える  
というデータがあります。

厚生労働省の研究班の推計、あくまでも推計ですがけれども、この4兆円も  
の数字、何でだといったときに、もちろん肝臓病とか脳卒中だとかがんとか、  
飲み過ぎによって起こってくる病気やけがの治療費、これが約1兆226億円、  
それから、アルコールを飲み過ぎて病気になって働けないとかお亡くなりにな  
ってということでは働けない労働力の損失、それから、飲み過ぎてずっとい  
ることで生産性の低下、そういうものは合わせて3兆円を超えと言われて  
いますし、当然のことながら飲酒運転による事故や犯罪などで約283億円と  
いうことであります。

これぐらい、我が国にとっても大きな問題、看過できない問題だというふ  
うに思っているところであります。

そんな中、今年5月にアルコール健康障害対策基本法に基づく国としてのアルコール健康障害対策推進基本計画が閣議決定をされました。そんな中で、以前私が質問したときには県としての計画もつくっていきますという方向で御答弁をいただいたというふうに記憶をしております。現在の県としての推進計画についての進捗をお伺いしたいと思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） アルコール健康障害対策推進計画について御質問をいただきました。

平成26年6月、アルコール健康障害対策に関する基本理念や行政の責務、対策の基本となる事項等を定めるアルコール健康障害対策基本法が施行されました。同法では、国はアルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策基本計画を策定しなければならないとされており、また、都道府県は、国のアルコール健康障害対策基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定するように努めなければならないというふうにされております。

その後、同法の周知、あるいは啓発をするため、昨年11月でございますけれども、内閣府のアルコール関連問題啓発フォーラムというのが本県で共催で開催されるなどを経まして、国のアルコール健康障害対策推進基本計画については、議員から御紹介いただきましたように、国のアルコール健康障害対策関係者会議においておよそ1年半の議論の後、平成28年5月に閣議決定された、そういう状況でございます。

同計画では、平成28年度から32年度までのおおむね5年間を対象とする計画で、一つは飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防すること、それから、もう一つは、アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備などの2点を重点課題とするとともに、教育の振興等、アルコール健康障害に係る医療の充実等、相談支援等など、法に規定されまし



た10の基本施策について、具体的な取組内容が規定されたということでございます。

そんな中で本県では早くから、県立こころの医療センターを中心にアルコール依存症治療に取り組んでおり、特に内科と精神科が連携して早期発見を行う取組、これは三重モデルと言われるほか、他県に先駆けて飲酒運転<sup>ゼロ</sup>を目指す条例が制定されるなど、全国でアルコール依存症対策が進んでいる先進県の一つと言われているということでございます。

一方、少し古い数字ですがけれども、平成22年の国民健康・栄養調査報告によりますと、全国的に見ると低位ではあるものの、三重県の週3日以上かつ1日1合以上飲酒をする人の割合、飲酒習慣者といたしますけれども、これが28.6%にも上ると。この中には、自分の意思で飲酒をやめられず、自殺やDV、児童虐待などにつながり、社会問題となる例もあると言われております。

これらの状況や国の基本計画策定を踏まえまして、本県においても今年度中に推進計画を策定するということとしまして、本年7月ですがけれども、推進計画の策定等を協議する場として、三重県精神保健福祉審議会に、三重県アルコール健康障害対策推進部会というのを設置したところでございます。

同部会については、国の基本計画策定にも携わられたアルコール依存症専門の精神科医師をはじめ、アルコール依存症の合併症による肝機能障害専門の医師、産業医、酒造組合の方などに加えまして、アルコール依存症当事者であるとか支援団体の方にも委員として就任いただくとともに、警察本部、教育委員会、知事部局の関係職員等がオブザーバーとして参加し、幅広い関係者の意見を伺いながら計画策定を進めることとしています。

8月31日には、第1回の部会を開催いたしました。計画策定に向けての議論を開始したところでありまして、今後は、年度内に2回、部会を開催いたしまして議論を行っていただくとともに、その過程においてパブリックコメントを実施させていただいて、広く県民の方の御意見もいただき、また、医療計画や健康増進計画等との整合性にも配慮しながら、議会のほうも随時常

任委員会にもお諮りしながら、年度内に計画を策定していきたいというふう  
に考えております。

以上でございます。

〔10番 田中智也議員登壇〕

○10番（田中智也） ありがとうございます。るる御説明いただいて、年度  
内にはつくっていただくということでありまして、非常にありがたいなとい  
うふうに思っています。

今朝の議会事務局からいただいた新聞の切り抜きの中で、中部経済新聞社  
の記事で、アルコール健康障害対策、都道府県が推進計画策定へという記事  
がありました。全国的にもそういう動きになっているようですし、三重県も  
遅れることなくそういう形でやっていただくということで非常にありがたい  
なと思っています。

鳥取県はかなり早い段階で取組を進めたようでして、この計画の中では鳥  
取県がトップというふうに伺っています。しっかりと三重県としても取り組  
んでいただきたいと思います。

あと、それと、もう時間がありませんけれども、私、ここで申し上げたい  
のは、アルコール依存症についての偏見をやはりなくしていくということ、  
このことは非常に大事なことはないかなというふうに思います。昔は  
あの人、アルコール中毒やでとかといって、僕らが子どものころに近所のお  
じさんが言われているのを聞いたことがあります。だけど、アルコール依存  
症というのは、精神科の先生から教えていただいて思っているのは、誰でも  
なるということですね。お酒に強い人、弱い人、関係なく、様々な要因から  
飲んでいることがやめられなくなる、自分の意思でコントロールができな  
くなるということです。最後には、飲めるんやったら死んでもええわぐらいの  
気持ちで飲んでいるようですけれども、でも、最終的に死に切れないとか、  
危険なのは、様々なストレスによって鬱になって、飲酒習慣がある方だと気  
が大きくなってそのままいっちゃう、そういうことが背景にあります。

お酒全てが悪い、飲むことがだめだというつもりはありません。三重県に

もいとお酒があって、今回の伊勢志摩サミットでも三重県のお酒が活躍いただきました。そういう歴史と伝統文化に育まれた飲酒習慣というのは当然のことながらあるべきですけれども、人の命を奪ったり、家族の中に問題があったりとか、社会的な障害にまで発展するような、そういう飲酒は絶対に避けるべきで、ここは行政としても今回の計画をもとに取り組んでいただきたいなど、そんなふう思うところでもあります。

家族の方の体験発表を聞いたこと、おありでしょうか。行政にかかわる方々は一度聞いていただきたいと思います。涙なしには聞けないぐらい、最近歳をとってきて涙もろいのと違うかと言われるときがありますけど、本当に本当に苦しみのふちにいます。その苦しみのふちにいる人々を1人でも救いたいというのが私の思いでありますので、一緒に取組を進めていくことを決意申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（日沖正信） 45番 前野和美議員。

〔45番 前野和美議員登壇・拍手〕

○45番（前野和美） 議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきますが、今、拍手で送り出させていただきました。私はいつも拍手を励みにして一般質問をするんですが、ちょっと少なかったな。小島議員の拍手が一番多かったので、今日は小島議員に軍配が上がるかなと、そんなふう思って、ちょっとやっかみで質問させていただきますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、通告させていただきました順番に質問させていただきますが、農業経営の安定、強化及び担い手の確保、育成についてということで質問をいたします。今日は私が聞いた現場の声をもとに、農業政策について幾つか質問をしたいと思ひます。

まず最初に、農業で安定した生活を送るために必要な対策について伺ひます。

農林水産省の公表の米価を見えますと、平成24年産の9月における三重コシヒカリ1俵当たりの価格はおおよそ1万7128円でありました。平成27年

産は1俵当たり1万3589円と、3年間で約3割の減となっています。

単収が大きく変わらない中、米価は下落基調が続いており、継続して農業を行うには大変厳しい状況にあると言えます。

ちなみに、日本一おいしくて高い米と言われております新潟県魚沼産コシヒカリ、平成24年産は2万3781円、平成27年産ですが、2万944円と、やはり値を下げしております。

それでは、この表を見ていただきたいと思いますが、平均的な稲作兼業農家の実態を調べてきました。（パネルを示す）御無理をお願いしまして、10アール当たりの経費が幾らかかるか確認するためにということで、できるだけ細かく出してくださいということでお願いをして、この表をつくらせていただきました。

この表の中で、自動車費と農機具費は、減価償却をそれぞれ終わっていて、こんなぐらいいかなというおおよその数字が入っておりますので、その辺は参考ということで見ていただきたいと思います。収入は、三重コシヒカリ、この「8表」の「表」が違っています、にんべんが抜けていまして、これ、中森議員に指摘をされて、直してください、1俵1万3580円で、収量は480キログラムということです。いわゆる8俵で10アール当たりの収益が10万8640円になります。

支出のほうは、一番上の種苗費から始まりまして、農業生産費合計、これが7万7785円で、支出合計ということになります。

この3万855円は、これだけ黒字になっているということですが、ここで日当は労務費ですね。日当は計算に入れておりませんので、実質の利益イコール日当ということで、この3万855円がこの農家の10アール当たりの収益ということになります。

この農家は1.2ヘクタールの水稻を作付されておりました、減反分は80アール、これは飼料米を畜産農家と契約をして作付されているということで、減反分の飼料米についても収益は余り水稻と変わらないということから、大体年間収益は、皆さんでも計算できると思いますが、今の数字に2ヘクター

ルを掛けてもらった数字になると。

30年前ならこの農家は専業農家として十分生計を立てていける規模であったんですが、なかなか今の現代ではこのような収益では食べていけないというのが現状です。

県議会の中でも中森議員がこれぐらいの規模の農業経営をされているので、中森議員はよくわかっていらっしゃると思いますが、この間も私のところの自民党の団体からの要望聞き取り会があったんですが、そのときに、中森議員、みえやんで何をやっておるのやなどと言っていたら田刈りをしていたという話で、それで出席はしてもらえなかったんです。この忙しいのに、本当に議員として御苦労さんやなと思ったんです。何として田刈りしているのかなと思って聞いてみたら、息子さんは頼んでもなかなか手伝いをせんそうですわ。それで、娘さんの婿さん、これを呼ぼってくると、お父さんの顔を立ててくるんでしょうけれども、しっかり手伝いをしてくれるということで、日当を払っておるのか言うたらただやと。丸もうけなんですね。

中森議員のところ、丸もうけでこれぐらいの収入が上がっているということですが、まあ余談はそれぐらいにしまして質問しますが、こうした厳しい状況の中で農業で安定した生活を送っていくために、必要な対策として県はどのように考えているのかということでお聞きをします。

また、農地の利用集積を進める中、どの程度の経営規模が必要と考えているのか、この辺についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） それでは、お答えします。

農業を安定的に経営するための規模感ということだと思います。

農業が果たすべき基本的な役割は、今さら申すまでもないと思うんですが、安全で安心な農産物の安定的な供給を図る。そのために、農業経営体や集落営農組織など、多様な担い手が力強い農業経営を行っていくことが重要だと考えています。

こうしたことから、特に担い手の経営力の向上という観点から、最近では

ICTを活用した栽培管理などの高度な技術の導入、あるいは財務管理や従事者のマネジメント等の経営管理能力の向上、販路開拓や高付加価値化といった6次産業化などの支援に取り組んでおるところであります。

また、議員からも御紹介がありましたが、農地中間管理事業などを通じてこうした担い手への農地の集積・集約化を図って、生産性の向上につながるような支援を進めているところでもあります。

さらに、担い手が事業を安定的に継続していく上で重要となります信用力、あるいは有能な人材が確保しやすくなるという観点から、法人化を促進しているところでもあります。平成27年度末現在ですが、435の法人経営体が育てておりますが、それを平成31年度には500経営体くらいまでに伸ばしていきたいというふうに考えているところでもあります。

そうしたことから、本年8月、税理士、社会保険労務士などの専門家、あるいは金融機関などで構成をします三重県農業法人化支援協議会を設立しまして、経営ビジョンの確立や財務体質の強化など、経営体の法人化に向けた様々なサポートに取り組んでいるところでもあります。

議員から御質問がありました、経営発展に向けて、いわゆるどれぐらいの規模感が要るんやということなのですが、県内、現状では100ヘクタールを超えるような土地利用型の大規模経営の方も一部には育っているところです。少し部門別に見てみますと、考え方としましては、農業以外の産業従事者の皆さんで年間500万円程度の所得水準を前提にしますと、農業用機械や施設の効率的な利用という観点から想定すれば、例えば水田作では、今、一、二ヘクタールの規模の御紹介があったんですが、やはり30ヘクタール程度は必要であると。また、露地野菜では4ヘクタール程度、そして、施設野菜、イチゴ等においては大体40アール、それから、果樹、かんきつなんかでは1.6ヘクタール程度、そしてお茶ではやはり12ヘクタール程度が必要でないかなということで、こういった経営体を育成していくことが必要と考えています。

今後農業経営の法人化や経営規模の拡大などを通じて、安定的で力強い農業経営の実現を目指して取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） 目指す規模の農業の話について答弁されまして、私なりに試算をしてみたデータがありますので、一応それを皆さん方に見ていただいて、どれぐらいの規模がいいのかということをもう一度皆さん方にも確認していただきたいというふうに思っています。

農林水産省が平成27年産米について農業経営統計調査をとったものをもとにしておりまして、これも今申し上げたように、私が確認をした1ヘクタールから2ヘクタールの農家と、それから15ヘクタール以上の農家の生産コストの記載がありましたので、それを資料として出しておりますので見ていただきたいというふうに思っています。

（パネルを示す）これは、わかりやすいようにさっき出した資料と大体よく似た表でつくらせていただきまして、農林水産省が出している数字をここに記載させていただきました。

いわゆる三重コシヒカリ、平成27年産米、9月の相対取引価格ということで、1万3580円を基準に10アール当たりのコストを比較してみました。

収入は60キログラム当たり1万3580円で、収量は10アール当たり、これ、全国平均の収量なんですけど、526キログラムと相当な収量で計算をされました。ちなみに、東北地方は600キログラムぐらいが普通の収量だそうです。三重県はというと、今申し上げたように8俵ぐらいかなと、480キログラムですね。それで、1ヘクタール、2ヘクタールの農家も、それから15ヘクタール以上の農家も、10アール当たりの農業所得は11万9051円となっています。

生産コストは、左側の1ヘクタールから2ヘクタールの農家は14万859円の経費がかかっていまして、10アール当たり2万1808円の赤字になります。

もちろんこれは、労働賃金や自己資本利子、それから自分の土地の地代も算入されておりますので、これは比較するために算入されている数字やと思いますが、この自己資本利子や、代々受け継いでいる自作地の地代を除いて

いくと、米の直接支払交付金というのは10アール当たり7500円ということになります。10アール当たりの米の直接支払交付金というのが7500円ありますので、これを足していくと赤字は相殺をされまして3716円の黒字に変わります。

3716円と労働費 3万9694円を足せば4万3410円の収入となるわけでありまして、2ヘクタール全てに稲作をつくたとすれば、86万8200円の年間所得ということになります。

一方で、15ヘクタールの耕作農家のほうは、一番下に出ていますように1万5834円の黒字ということになりますので、それに、自分の労働費2万1531円、さらには米の直接支払交付金10アール当たりの7500円を足すと、10アール当たり4万4865円となりまして、15ヘクタールに全て水稻をつくれれば年間所得は672万9750円ということになるわけでありまして、これ、完全なもうけということになります。

この数字から判断をすると、大規模農家でなければ利益が出ないことがよくわかります。大規模になればそれなりの投資も必要になって、耕作面積を2倍、3倍に増やせば利益も2倍、3倍になるかという単純にそんな計算はできないというふうに思います。当然、稲作の場合は40%の減反もしなければなりません。そのところを考慮しますと、私なりに試算すると、稲作30ヘクタール、減反用の田んぼ20ヘクタールぐらいの規模の農家、いわゆる50ヘクタールですね、今、吉仲農林水産部長、30ヘクタールぐらいはつくらないと500万円ぐらいの収入は上がらんよという話でしたけれども、50ヘクタールぐらいをつくとそれなりの収入が出てくるかなということを説明したいと思います。

もう一つの表を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）これは小麦と大豆のコスト表でして、小麦、大豆の所得には、直接支払交付金、いわゆるゲタと言われるものがついております。それと、水田活用の直接支払交付金に乗った価格でございまして、10アール当たりの収入価格にそれぞれなっております。小麦のほうが7万4600円、大豆のほうが5万9150円の収入



になるということです。

いろいろ経費を引いていきまして、農業生産、いわゆる収支合計になります。小麦をつくると2万666円の利益が出ます。こちらのほうの大豆でも1万3566円、労働費が入っていますが、足していくと相当な利益になるわけでごさいます、これを収益として計算をしてみますと、二毛作で、小麦と大豆を20ヘクタール、二毛作ということは1年間で小麦と大豆をつくるということですね、1枚の田んぼで。そうしますと、計算していくと、二毛作でつくれば、所得が私の計算したのでは684万6400円になるんですね。20ヘクタールで684万6400円。

先ほど見せていました15ヘクタールの農家の話をしましたけれども、大体10アール当たりの収入からいって、それを30ヘクタールの農家に置きかえますと、水稲だけで1345万9500円の年間収益、これを合わせると、30ヘクタールの水稲と20ヘクタールの減反に値する小麦、大豆をつくれば、年間で2030万5900円という純利益として上がってくるんですね。

これぐらいの利益になれば、若い担い手の人たちもぜひやりたいということになるのではないかなというふうに思いまして、ここで御活躍をいただくのが農地中間管理機構ということで、この役割は大変大きいというふうに思っています。

集約した農地を貸し出すときには、担い手も含めてこの集落の農地は誰に委ねるんだという、いわゆる人・農地プラン、この辺がしっかり議論をされていないとなかなかこんな調子にはいかないと思います。借り手の申し込みがあるからとにかく貸し出してしまえばというのでは、農地の集積・集約化に成果が上がってこないというふうに思うんですが、農地の貸付先の決定ルールというものもあると思いますので、地域のニーズを踏まえて、人・農地プラン、それに乗った貸し出しができていのかどうか、再度確認をさせていただきます。

○農林水産部長（吉仲繁樹） 今、議員から御紹介がありましたように、農地中間管理機構での機能がしっかり果たされて、担い手に農地がしっかり集

まってくる、そのためにまず基本となりますのは、各集落、できれば細かい字単位とか集落単位の中で、しっかり話し合いがあって、そこでこの農地を誰に預けるんや、これはこの担い手に預けよう、それが人・農地プランだと思います。そういうところがしっかりできているところはやはり農地中間管理機構の利用率も高くなるという傾向がありますので、各普及センターにそういうチームを設置しております。地域にしっかり入って、ちょうど今から収穫が終わりますので、これから座談会がいろいろできますので、しっかり進めていきたいと、このように考えております。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） ありがとうございます。

一つの集落で、2人、3人ぐらいのきちっとしたこれぐらいの耕作ができる農家を育てていったら、すばらしい成果が出てくると思いますし、農地中間管理機構の出番やと思いますので、その辺、しっかりと手を組んでいただいて、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、次の農業経営安定のためのセーフティーネットということで、国は本年度、価格低下を含めた収入減少を補填する新たな収入保険制度の導入に向けた事業化調査を進めております。順調に進めば来年、通常国会に法案を提出する予定と聞いておりますが、現行の農業共済制度は自然災害等による収量減少を対象にしております、価格低下は対象外でありましたので、大きな前進であるというふうに感じております。

また、本制度は保険加入者の負担を前提とする仕組みですので、農業者、農家としては、保険料、保険金等の水準設定とか制度の実施方法について大変気になっているところであります。そこで質問ですが、国が導入を目指す新たな収入保険制度の検討状況についてお聞きをしたいと思いますし、また、農業経営の安定化には制度のさらなる充実が必要だと思っておりますが、県が国に対してどんなお話をしておられるのかお聞かせいただきたいと思っております。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 収入保険制度についての現状と、それから、国

に対してどういう働きかけをしているかという御質問だったと思います。

国は農業経営の安定のための新たなセーフティーネットとして、今、議員からも御紹介がありました、農業経営全体に着目して、価格低下を含めた収入減少を補填する収入保険制度の事業化調査を平成26年度から進めているところであります。また、本年9月には収入保険制度の検討等に関する有識者会議が立ち上がるなど、制度設計に向けた検討などが進められており、順調に進めば、議員も今御紹介がありましたように、平成29年の通常国会に法案が提出されるというふうに聞いています。

国の事業化調査では、全ての農産物を対象として、全国で1000の経営体が模擬的に収入保険に加入し、制度が的確に運用できるか、確認が行われています。この事業化調査では、青色申告を5年間以上継続している農業者を対象に、過去5年間の平均収入の9割を補償限度とした模擬的な仕組みで行われているところであります。

現在のところ、本格的に実施される制度の対象者、対象作物、保険料などの具体的な内容は明らかにされていませんが、国が事業化調査で実施した方法がそのまま導入されますと、例えば青色申告の実績がない新規就農者の皆さんが制度に加入できない、あるいは規模拡大等により収入が増加傾向にある場合、十分な補償が得られないなどということが懸念をされます。

このため、本年9月8日に、知事が農林水産大臣に対して、過去の実績にとらわれず、新規就農者や経営規模の拡大等を目指す農業者にも対応できるような収入保険制度とするよう提言を行ってまいりました。

今後とも、国における制度の検討状況を注視しつつ、有効な制度となるよう、機会を見て、国に働きかけていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） 御答弁ありがとうございます。

収入保険制度ということですが、対象者が青色申告をしている経営体という話でしたので、これだと随分狭まるわけですね。全国で青色申告

している農業者が何%あるのか私も定かではありませんけれども、恐らく10%か20%ぐらいの間やないかなというふうに思うんですが、それだと全ての農家がこの制度に加入できないわけでありますので、もう少し広く農家の状況を拾ってもらえるように、国との交渉をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次に参りたいと思います。

地域に即した担い手の確保、育成についてということでございますが、農地の利用集積による規模拡大、今申し上げたんですが、農地所有者の高齢化、世代交代による農地に関心を持たない層の増加など、今後、農地を取り巻く状況は大きく変わっていくものと考えています。

こうした中、生産基盤整備や夫役を伴う農業水利施設の管理などに関心を払う人が少なくなり、これまでのように円滑に農業を営むことができなくなる地域が出てくるのが非常に懸念をされます。

また、熟練農業者のリタイアが進む中で、新規就農者への生産ノウハウ等の技術伝承というものが大きな課題になっておると思いますが、私は、地域に即した担い手を確保して育成していくための効率のよい対策、いわゆる特効薬というものはないというふうに思っています。地域の話し合いによりまして方針を定めて、行政、地域、関係団体がしっかりと連携をして地道な取組を進めるしかほかないというふうに思っています。

そこで、地域に即した担い手の確保、技術力、経営力の高い担い手の育成に向けて、県の取組状況と今後の対応についてお聞きをしたいと思いますし、また、夫役を伴う農業水利施設の管理など、これまで当たり前のように行われてきた地域における作業についても、農地を取り巻く状況を踏まえて今後のあり方を検討する時期が来ていると思うんですが、県の考え方をお聞かせください。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 地域に即した担い手の確保、育成について御答弁を申し上げます。

議員からもお話がありましたように、農業従事者の高齢化や後継者不足などによって、今後の農業の維持発展や、農地、農業用水路などの保全管理に対して懸念を持つ地域が大変増えております。このような中であって、地域の皆さんが地域農業の将来を見通した中で、話し合いによる合意形成をはじめ、様々な活動に取り組んでいくことが大変重要であると考えています。

このため、地域農業が円滑に維持発展していけるよう、集落等が主体となって土地利用調整を行い、担い手や集落営農組織等に農地、農作業の集積を図る取組を進めています。また、こうした取組を通じて、地域での合意事項を、先ほど申し上げましたが、人・農地プランとして取りまとめることで、地域における担い手等の確保や、将来の農地利用のあり方などを明らかにしているところであります。

さらに、人・農地プランに位置づけられた担い手に対しては、農地中間管理事業で農地集積をして規模拡大を図る、あるいは国の補助事業などの活用を促す、あるいは普及活動によって経営管理能力の向上促進を図るなどの支援をさせていただくところであります。

こうした取組を進める中で、地域の条件や特性を踏まえながら様々な工夫のもとで地域農業の維持発展を行っている事例が生まれています。少し御紹介をさせていただきます。

津市一志町において、土夢パワーファームでは、条件不利地域や分散した圃場を集めて、100ヘクタールを超える地域の農地を集積した上で複合経営を展開されています。

また、同じく津市でございますが、河辺地区においては、地域の農業者がオペレーター等の役割を担いつつ、地区外の認定農業者の協力を得て、50ヘクタールくらいの農地を管理する、こんな集落営農もあります。

また、中山間地域でございますが、多気町の勢和地区においては、丹生営農組合というところですけれども、地域の定年退職者の皆さんが中心となり基幹オペレーターとなった上で、小麦27.5ヘクタール、大豆25.5ヘクタール、あるいはショウガ栽培などの複合経営を営んでいる事例もあります。

一方、議員からもありましたが、施設等の管理が非常に大変になっているという、いわゆる農業水利施設等の管理などについては、多面的機能支払制度を活用して、多様な主体が参画して、農地、農業用水路などの保安全管理を図っていく体制づくりを進めているところであります。

例えば、高齢化による離農が進む中、多面的機能支払制度を生かした活動事例としまして、津市の上ノ村地区でございますけれども、地域の農地を利用しての企業と連携した米づくり、あるいは大学生の学びの場としての農地の提供など、地域内外の多様な主体の参加によって農業水利施設の管理が行われている事例もあるところでございます。

また、管理作業の軽減を図っていくため、基盤整備、圃場の区画整理をはじめ、用水路のパイプライン化や自動給水栓の設置など、特に大変な水管理の省力化を進めているところであります。

今後とも、地域特性を踏まえながら、地域が主体となって合意形成を進め、地域農業をリードしていく担い手の確保、育成や、地域の農業用水路などを保全する体制づくりにしっかり取り組んでいく必要があると考えています。

以上です。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） ありがとうございます。

いろんな地域の事情というのもあってなかなか難しい問題ですが、私の歩いている範囲内でいろいろ話を聞く部分を少し紹介させていただきたいと思うんですが、多面的機能支払制度はかなり定着をしてくまして、うまく作用しているのかなというふうに期待もして見守ってきたんですが、現実、中へ入ってしまうとそうでもないという感じを受けています。我々世代の者が、多面的機能支払制度で地域を守っていくのは、苦痛というより、順調にいつておるんですが、世代がもう一つ若返って、地域の人たちがそういう出会いに出ていかなきゃならない地域を見てみたり、あるいは、全く若い人がおらん、高齢者だけしか残っておらんという地域、その話を聞いてみますと、多面的機能支払制度を使いながらもこういう話が出てくるんですね。

農地を全て貸し出してしまったが、出会いが強制されると。出会いには出なくてよくなったんだけど、土地面積に応じて管理負担金がかかると。水利組合の水利費がつくっていなくてもかかってくると。それから、1円の収入も上がらないのに固定資産税だけは払わなきゃならないと。農地以外に転用もできないし、売ろうと思っても農家にしか買ってもらえない、誰も買うてくれへんやないかと。こんな話です。

こんな条件が出てくると、農家の若い息子さんたちになってくると、もうそんな農地要らんやないかと、こういう話になるんですよ。まるっきりの遺産やと、もう処分してしもうたらどうかと、こんな話になってきて、おじいさん、息子さん、お孫さんまで入れて激論になるという、そんな話なんかも聞いております。土地は持っているでも支出ばかりで収入が全くないという、農家も現実にあるわけですよ。その辺も踏まえながら、これからの日本の農業のあり方というものをしっかりと考えていかなきゃならないなというふうに思います。

この後、中山間地域の条件不利地の話もさせていただこうとおったんですが、これも今、吉仲農林水産部長のほうからお答えをいただきましたので、少し私なりに考え方、これも中山間地域に行って話を聞いてみますと、やはり今申し上げたように、高齢化で年寄りだけしかその集落に住んでいないと。今は、中山間地域の直接支払制度によって補助金をもらって、それでどうにか運営しているけれども、近い将来、体が動かんようになったらお金を幾らもろうてもあかんわなど。そうすると、草刈りや農道補修、水路掃除、さらには集落全体の管理まで他人に委ねないと、その地域が全く廃墟になってしまうという、そんな状況にまで追い込まれてきている地域も現実としてあるわけですね。

そういう地域をどんなふうにして救っていくのかとなると、地域の草刈りから溝掃除から道路管理から集落全体まで管理をしてくれるような、事業として成り立つような、そんな商売も考えていかないかと違うかなというふうに思うんですが、それだけお答えをいただいて次の項に移りたいと思います。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） 中山間地域の農業についてですが、議員から御指摘がありましたが、制度としましては、例えば中山間地域等直接支払制度とあって、その農地に対して支払いをさせてもらう制度があります。ただ、そこでやっぱり継続的に住み生活をしていくためには、中山間地域ならではの特色を生かした、例えば6次産業化ですとか、いろんなものをつくっていく、そのためには、例えば紀南地域のほうでは、農協が出資した法人で担い手を育成するとかいう、今うちの中山間地域農業を起点とした雇用創出プロジェクト事業でも中山間地域で雇用を生むようなモデル事業をやっております。1人でも2人でもそういうところに根づいていただくような人づくりを進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） 御答弁ありがとうございました。

少し駆け足になりますが申しわけありません。しっかり農村のためにお力添えいただきますようお願い申し上げて次の項に行きたいと思いますが、一つ残していました。みえ森と緑の県民税ということで質問をさせていただきたいと思うんですが、これは後にさせていただきまして、高齢者福祉政策についてから在宅医療におけるジェネリック医薬品の活用までをまとめて質問させていただきますので、申しわけないですけれども、まとめて答えていただきますようお願い申し上げます。

政府は、2025年の超高齢化社会に備え、地域の包括的な支援、サービスの提供体制がとれる地域包括ケアシステムの構築を推進しております。高齢者が住みなれた地域でそれぞれの能力に応じた日常生活ができるように、住まいを中心に、医療、介護、生活支援、介護予防の支援を包括的に確保しようということでもあります。

厚生労働省は国民に、かかりつけ薬局・薬剤師を持つことを呼びかけております。同時に、薬局、薬剤師にも、地域に密着した医療提供施設としてあ



るべき姿を提示しました。そのかわりとして、調剤や服薬指導、OTC医薬品の販売だけでなく、健康相談への対応、健康づくりに関する情報提供など、地域住民全体の意識向上につながる対策を行うこと、さらには、在宅医療への参入によって、服薬指導や除菌、害虫の駆除相談対応など、薬局、薬剤師の対応は多岐にわたり、薬局、薬剤師の重要な役割となってきました。

特に、薬剤師として地域医療に貢献していくためには、専門性が求められております。例えばプライマリ・ケア認定薬剤師は、住民の健康相談として、こんな症状のときには何科を受診したらいいのか、あるいは認知症の親の介護はどうすればいいのか等の相談に対して解決の糸口を見つける、そんな役目も持ちます。それから、日本褥瘡学会認定師という資格は、医療を施す知識と技術が認められているので、寝たきりの患者を看護する方のサポートをする在宅医療薬剤師としての活躍が期待されていると。緩和薬物療法認定薬剤師の資格は、強い痛みを持つ患者のサポートとして、主にかん患者を対象として、在宅療養中に起こる身体的苦痛、これを和らげる専門的な薬剤を扱える緩和ケアに欠かせない仕事として期待をされております。

こうした薬剤師の仕事があるわけですが、かかりつけ医というのは広く知られておりまして、かかりつけ薬局・薬剤師についてはまだまだ周知をされていませんが、今後の在宅医療の重要性を思うと、かかりつけ医と薬剤師との連携がスムーズに行われることが患者にとって安心できる制度だというふうに思います。

高齢になると幾つかの病院にかかり、たくさんの薬を処方されてきて、かかりつけ薬剤師はそうした患者の服薬状況を一元的、継続的に把握して患者への指導を行い、そこで得られた患者情報、いわゆる服薬情報、これをもとにして、かかりつけ医と相談をした上で薬学的見地から処方提案を行うことが求められているわけです。地域包括ケアシステムにおいても、薬局、薬剤師の役割が一層発揮できるよう、今日も話がありましたが、無菌製剤の調整ができる整備と、在宅医療の推進、そして、医療、介護や健康管理の相談に応じられる健康支援の拠点として機能が発揮できるよう、薬剤師の確保、薬

剤師の数が足りないんですね、それからまた、女性薬剤師の復職支援等の人材育成に関して県がこれからしっかりとかかわっていただかなければならないと思うんですが、その辺についてよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

〔伊藤 隆健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（伊藤 隆） 薬剤師の確保等について御質問をいただきました。

急速な高齢化に対応し、高齢者の方が介護の必要な状態になっても住みなれた地域で人生の最後まで暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。その実現のためには、各サービスの整備だけでなく、関係機関や多職種の連携を推進することが重要だというふうを考えています。

その中で薬剤師の役割でございますけれども、薬局あるいは薬剤師は、地域において、医薬品、薬物治療等に関して、患者の状態や服薬情報を一元的、継続的に把握し、適切な薬学的管理、服薬指導を行うことなどを担っております。さらに、地域包括ケアシステム、この導入が進められていきますと、医療の分野を中心に、医師、訪問看護師などの多職種と連携して患者の医療の安全確保と質の向上を図り、地域住民の健康をサポートする役割を担うことで、安心して相談できる身近な存在であるかかりつけ薬局・薬剤師として貢献することが期待されています。

このように、地域包括ケアシステムを構築していく中でかかりつけ薬剤師として期待される役割を果たすためには、薬剤師としての資質向上と、それから薬剤師の確保が必要ということでございますけれども、近年における医薬分業の急速な普及に伴いまして薬剤師が不足していると、これは本県も同じということでございます。

そのような中で、薬剤師確保対策としては、まずは三重県薬剤師会のほうで、厚生労働省の認可も受けまして、薬剤師無料職業紹介所としてホームページで求人情報の提供を行っている。県としても、近隣府県の大学薬学

部訪問や、薬学部学生向けの就職情報誌の作成によりまして新卒薬剤師の確保を図るとともに、出産等で離職した女性等の未就業薬剤師につきまして、調剤などの実務実習を行いまして再就職のきっかけとする研修事業を行っております。

また、資質向上とかサービス提供対策の部分でございますけれども、共同利用を可能とする無菌調剤室の整備でございます。地域包括ケアシステムのもとにおきまして、かかりつけ薬局・薬剤師が在宅医療において役割を果たすためには、午前中もございましたけれども、がん患者等を中心に無菌製剤を必要とする患者が多く存在するという中でございますので、無菌調剤を行うための調剤室を、県内の薬剤師会が設置する薬局の中に共同で設置するというを進めてまいりまして、昨年度までに3カ所で設置したということでございます。それに伴いまして、マニュアルの作成とか、基礎研修、実務研修、そういったことをやっておるということでございます。

さらに、資質向上の部分で、地域の健康拠点としての機能、これが発揮できるような薬剤師の確保ということでございます。薬局、薬剤師が在宅医療に参画する際の障壁となっておりますのは、その経験のなさということに起因する不安等でございます。そうしたことに對しましても、モデル地域だけでございますけれども、薬剤師に対する研修を平成26年度から実施しておりまして、今年度も訪問薬剤管理指導の推進ということを検証を通じて進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） 急いでいろいろ質問しましたので、申しわけなく思います。

新しく薬剤師が、医療、また、介護の世界に参入をしてくるということは、我々も全くそういう意識を持っておりませんでしたので、非常に戸惑っているわけですが、薬剤師というと、医師が処方した処方箋に基づいて薬を調剤して患者に渡すという、それぐらいの認識しか私も持っておりませんでした

ので、地域包括ケアシステムの中でそこに参入をして仕事をされるということになってきますと、住民もかかりつけの薬局、薬剤師をつくりなさいと、こんなふうに言われても、そうですかというような感じで飛び込んでいけるような情報が少ないだけに、そういう状況ではないのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひこれから県のほうでその辺の周知、広告もしっかりしていただいて、進めていただきたいというふうに思います。

それから、今抜かしましたみえ森と緑の県民税について、質問をさせていただきますと思います。

三重県では、頻発する豪雨等の異常気象による山地災害に対処するため、平成26年4月よりみえ森と緑の県民税を導入し、災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりを進めています。

災害に強い森林づくりでは、主に県事業により、土砂や流木を出さない森林づくりを進めており、平成26年度から本年までの3年間で111カ所、約850ヘクタールの森林整備のほか、治山ダム等に異常堆積した約5万7000立米の土砂が除去されるというふうに聞いております。

また、県民全体で森林を支える社会づくりでは、主に市町交付金事業によりまして、森林環境教育の実施や木育の推進、公共施設等への木製品の設置等が進められているところであります。

私は現在、この税の使われ方に問題があるとは申しませんし、こうした税の使途は税導入前に十分議論がなされたことも承知しております。しかしながら、税導入から3年目を迎え、市町の団体からも税の使途について、既存事業への一部活用を含めてもう少し取組の幅を広げてほしいという、こんな要望も聞いております。

税の見直しについては、条例によりまして、施行後おおむね5年ごとに施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるというふうになっていますので、5年目の見直しに向けて検討準備にかかる時期が来たのではないかなと、そんなふうに思うんですが、いかがでしょうか。

〔吉仲繁樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（吉仲繁樹） みえ森と緑の県民税についての御質問でございます。

今、議員から御紹介がありましたように、県と市町が連携して適正な事業を実施しておるところでございますが、この事業に対する評価、しっかりできておるかという評価については、みえ森と緑の県民税評価委員会において、定期的に審査をいただいております。

委員会の意見として、特に住民の生活につながる事業や、緑や森林、木材に触れられる環境づくり、森林環境教育が実施され、県内に幅広く事業効果が行き届いている、今後も必要な事業であるという意見をいただいている一方、一部の委員からであります、もっと効果的な税事業の運用にすること、あるいは事業を実施したことの周知をしっかりとする必要があるのではないかという御指摘もあります。

議員から御紹介もありましたが、市町、あるいは団体からの意見として、一部、税の使途の幅を広げてほしい、あるいは従来からの森林整備に使いたいという御意見、要望がありました。こうしたことを受けて本年8月から、意見、要望の具体的な内容を把握するため、県内29市町、あるいは林業関係団体の事業者の皆さんのところへ担当者が出向きました。聞き取りにおいて主に出てきた意見としましては、基本的に、例えば学校における木質化、机とか、こういうのは非常に役立っておるし、よかったというような声もある一方、造林事業や森林環境創造事業などの既存事業の財源に充ててほしい、あるいは産業振興を目的とした事業にも活用できるようにしてほしいという意見、要望を受けているのは事実でございます。

こうしたことで、みえ森と緑の県民税についてはみえ森と緑の県民税条例において5年ごとに見直しを行っていくという定めがございます。4年目となります平成29年度には、都市部の皆さん、幅広い県民の皆さんからも現行の税の使途に対する意見や要望を聴取したいと考えておりますが、現在、前倒しして、どんないい事業になるかということをいろんな意見を聞いて回りながら、今聞いてきた意見も含めて、よりよい活用方法に向けて検討してい

きたいと思います。なお、検討状況については、県民の皆さんに向けて随時発信をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） どうもありがとうございました。

いろんな要望がやっぱり県のほうにも届いているようでございまして、みえの森林づくり基本計画2012ですか、これも5年が経過をして、見直しの時期が来ております。この計画を見直すときに、いろいろ先ほどからもずっと議論をされておりますが、県の財政が非常に厳しい中でございまして、みえの森林づくり基本計画を見直していく中でその辺もひとつ十分配慮をいただいて、みえ森と緑の県民税、この使い方はしっかり御議論をいただいて、なるべく早く、地域要望も含めて、使いやすいと言うと税の目的が違うやないかというようなことになるかもしれませんけれども、目的に従って、本当に現場で使いやすいような税にしていっていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

あと最後に残っております看護職の夜勤体制についてを質問させていただきます。

前回の質問、1年前ですが、看護職員が離職時にナースセンターに届け出る制度と人材確保についてということで質問をさせていただきました。

医療関係者や介護関係者の求人相談や、看護職の人たちの求職相談を、津市の三重県ナースセンターに加えて、四日市サテライトを立ち上げていただいたおかげで、求職相談件数は大変多くなっております。本年4月から7月までの4カ月間のデータがあります。津市の三重県ナースセンターの求職相談件数は1734件、四日市サテライトでは1591件、合わせて3325件の求職相談となりました。そのうち、津市の三重県ナースセンターで211人、四日市サテライトで75人、合わせて286人の看護師がこの4カ月の間に就業復帰をしたということでありますので、看護師不足と言われる中大変喜ばしいことで、関係者の皆さんの努力に感謝を申し上げ、今後一層の御活躍を期待したいも

のであります。

今回の質問は、ワーク・ライフ・バランスをしっかりと考える人たちの増加によりまして、看護職員の中でも夜勤を敬遠する人たちが増えてきております。しかし、医療、介護の場では、休むことは許してられません。さあ、どうすればいいのか。私が聞いている範囲の話ですので、それが全てではありませんが、もっと高い看護意識を持って仕事にも打ち込んでおられる看護職員もたくさんおっていただきますので、これで医療が成り立っていると思いますので、私の言うことが失礼に当たるかもわかりませんが、少し話をしてみたいと思います。

聞いた話ですので、看護職員の職務満足度で離職につながるケースとしまして、一番多い不満が給料、次いで看護職員の管理システム、スタッフの人間関係というふうになっています。その改善策としてどうすればいいのかといういうことなのですが、やっぱり話しやすい環境、それから、業務に見合った報酬、これですよね。

休息の確保、ライフスタイルに合わせられる勤務体制の整備などが勤務継続に重要であるという話から推測しますと、やはり夜勤があり、重労働と責任の重さに対して看護職員の給料は低いという認識になっているというふうに私は推測をしているわけです。

夜勤をする人、夜勤をしない人、これを解消するには、夜勤手当を手厚くすることも重要ではないかなと、そんなふうに思っております。全国の看護職員の夜勤手当の平均を見ても、三重県は低く抑えられています。少なくとも全国平均もしくはそれ以上の夜勤手当が確保できるように、県も少し努力をしていただけるとありがたいなということで質問をさせていただくんですが、なかなか難しい問題だと思いますが、御答弁がありましたらよろしくをお願いします。

○副議長（日沖正信） 答弁は簡潔に願います。

〔松田克己健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（松田克己） 看護職員の夜勤体制など、看護職員

の労働環境の向上についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり看護職員にとりましては、夜勤、交代制勤務が心身や生活に及ぼす負担が大きいことが、夜勤者の確保を困難にする要因となっております。

平成27年に日本看護協会が実施いたしました病院看護実態調査によりますと、本県の看護職員の平均給与月額是全国平均を上回っているものの、平日1回当たりの夜勤手当については全国平均と比較し少し低い状況にあります。このような状況のもと、今後ますます高まる看護への需要に応えるためには、給与、手当の課題もございますけれども、まずは看護職員の離職防止、定着促進等を図り、総数を確保していくということで、計画的に勤務環境改善に取り組む医療機関に対しまして総合的な支援体制を構築することが必要でございます。

県では平成26年度から、三重県医療勤務環境改善支援センターを設置いたしまして、社会保険労務士によるアドバイザーを派遣するなど、医療機関の勤務環境等の改善に向けた自主的な取組が推進されるよう取り組んでおります。

また、看護職員をはじめとした医療従事者には女性が多いことから、院内保育所の整備等を図るなどの勤務環境改善の取組を進めるため、平成27年度から、県による公的認証制度でございます、女性が働きやすい医療機関認証制度を他県に先駆けて創設し、5医療機関を認証したところでございます。

今後もこれらの取組を通じまして、三重県全体の看護職員の確保を図るとともに、勤務環境改善を促進していくことで、県として夜勤も含めた看護職員の労働環境の向上につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（日沖正信） 申し合わせの時間が経過いたしましたので、速やかに終結願います。

〔45番 前野和美議員登壇〕

○45番（前野和美） 御丁寧にありがとうございました。



まだ言い残したこと、たくさんあるんですが、また今度の機会に、特に農業問題、これだけで1時間やりたいと思いますのでよろしく願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

大きな拍手をお願いします。人気のバロメーターでございます。（拍手）

○副議長（日沖正信） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（日沖正信） お諮りいたします。明10月1日から16日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明10月1日から16日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

10月17日は定刻より、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

## 散 会

○副議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時3分散会